

# 保健福祉部

## 1 救急医療 3-4

### (1) 在宅当番医制度

昭和 40 年 11 月 1 日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科 3・外科 1・婦人科 1 を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和 50 年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成 3 年 10 月からは、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる一次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和 52 年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

※ 1 当番日につき、内科：3 医療機関、外科：2 医療機関の当番体制

（毎月第 4 日曜日午前は耳鼻科 1、年末年始は眼科 1、耳鼻科 1 を追加で実施）

※ 日曜・休日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114

※ 平成 16 年度から国・県補助金は廃止

○ 診療科目別内訳（令和 4 年度） （単位：人）

診療科目	①佐賀市民	②その他	合計①+②	割合（%）
内科・小児科	7,280	1,093	8,373	65.6
外科・整形外科・脳神経外科	2,424	767	3,191	25.0
その他	836	357	1,193	9.4
合計	10,540	2,217	12,757	100.0

○ 初診、再診別内訳 （単位：人）

	診療科目	①佐賀市民	②その他	合計①+②	
初診・再診の別	初診患者	内科・小児科	6,572	981	7,553
		外科・整形外科・脳神経外科	1,999	672	2,671
		その他	649	286	935
		小計	9,220	1,939	11,159
	再診患者	内科・小児科	708	112	820
		外科・整形外科・脳神経外科	425	95	520
		その他	187	71	258
小計		1,320	278	1,598	
合計		10,540	2,217	12,757	

## (2) 病院群輪番制病院

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和 54 年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科 1・外科 1 を一組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の 3 市で運営（内科 1・外科 1 を一組）している。事業内容は、日曜休日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、圏内市（2 市）から負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

※ 三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、佐賀県医療センター好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和 60 年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、平成 17 年に救命救急センターとして指定を受けている。

### ① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（令和 4 年度）

#### ア 患者数等

（単位：人）

内 訳	内 科	小児科	外 科 整形外科 脳外科	産婦人科	その他	合 計
入 院	106	9	105	18	22	260
外 来	2,822	0	882	18	49	3,771
合 計	2,928	9	987	36	71	4,031

#### イ 取扱患者の来院・方法別内訳

（単位：人）

内 訳	初期救急医療施設からの転送			そ の 他			合 計
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	①+②
入 院	8	4	12	101	147	248	260
外 来	0	5	5	132	3,634	3,766	3,771
合 計	8	9	17	233	3,781	4,014	4,031

## (3) 救急医療情報システム

昭和 57 年 3 月 1 日から、県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」による救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成 4 年 3 月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。

また、平成 14 年度からインターネット等のメディアの拡充、平成 23 年度からは多機能情報端末の全救急車への配備により、サービスの向上が図られている。

当該救急医療情報システムは、医療機関、救急医療情報センター、各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、県民は、インターネット等を利用し、同システムの正確な医療情報を速やかに入手することができる。

なお、財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており、救急医療情報システムの運営は平成19年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担している。

#### (4) 佐賀市休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和61年8月3日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成12年4月8日に「ほほえみ館」東側に「佐賀市休日急患センター」として歯科と小児科を開設し、平成15年1月12日には休日歯科診療所のみ「ほほえみ館」内へ移設した。現在は県病院跡地（水ヶ江）に移設した「佐賀市休日等急患センター」内にて平成30年4月15日から休日歯科診療所を運営している。

管理運営については、平成18年4月1日から佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定している。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町（4市1町）の広域的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

##### ① 佐賀市休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目12番11号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和61年8月3日
延 床 面 積	100.12 m <sup>2</sup>
診 療 日	日曜日、休日、12月31日～1月3日
診 療 時 間	午前9時30分～午後4時
電 話 番 号	0952-24-1426

##### ② 佐賀市休日歯科診療所の市町別患者数 (単位：人)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
診 療 日 数	72	75	70	69	69
佐 賀 市	665	796	602	558	528
多 久 市	36	26	15	23	12
小 城 市	101	117	73	87	73
神 埼 市	68	71	61	51	42
吉 野 ヶ 里 町	32	21	19	17	15
そ の 他	120	146	84	82	105
合 計	1,022	1,177	854	818	775

##### ③ 佐賀市休日歯科診療所の運営費（事業費と指定管理料）

年 度	事 業 費	指 定 管 理 料
令和4年度	12,635,536円	4,926,774円

**(5) 佐賀市休日夜間こども診療所**

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成 12 年 4 月 8 日に「佐賀市休日急患センター」（佐賀市休日こども診療所）を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・休日」の診療であったが、平成 17 年 9 月 1 日から「平日夜間」（午後 8 時から午後 10 時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第二次・第三次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成 18 年 4 月 1 日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

平成 30 年 4 月 9 日に、ほほえみ館敷地内（兵庫北）から県病院跡地（水ヶ江）に移転した。

① 佐賀市休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市医師会
設 立 年 月 日	平成 12 年 4 月 8 日
延 床 面 積	444.01 m <sup>2</sup>
診 療 日	年間 365 日
診 療 時 間	土曜日 : 午後 5 時～午後 10 時 日曜日、休日、12 月 31 日～1 月 3 日 : 午前 9 時～午後 10 時 平日 : 午後 8 時～午後 10 時
電 話 番 号	0952-24-1400

③ 佐賀市休日夜間こども診療所の市町別患者数 (単位：人)

年度 市町名	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	平日	土・日 休日	合計	平日	土・日 休日	合計	平日	土・日 休日	合計
佐賀市	974	3,004	3,978	1,134	3,838	4,972	1,127	5,248	6,375
多久市	30	106	136	39	111	150	40	145	185
小城市	125	596	721	174	719	893	164	988	1,152
神埼市	117	304	421	122	333	455	107	434	541
吉野ヶ里町	34	104	138	48	113	161	39	177	216
その他県内	69	273	342	88	310	398	82	446	528
県外	30	129	159	31	202	233	46	272	318
合 計	1,379	4,516	5,895	1,636	5,626	7,262	1,605	7,710	9,315

③ 佐賀市休日夜間こども診療所の運営費(事業費と指定管理料)

年 度	事 業 費	指 定 管 理 料
令和 4 年度	158,516,705 円	27,126,000 円

**(6) 看護学校運営費補助事業**

平成 18 年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う看護師不足の問題が生じていたことから、平成 20 年度から看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の 4 市 1 町（佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

① 補助金額

年 度	補助金額	うち佐賀市負担額
令和 4 年度	12,825,000 円	9,298,371 円

④ 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（令和 5 年 3 月末現在）（単位：人）

課 程	生徒定員				生徒数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程（看護科）	80	80	80	240	66	72	60	198
看護高等課程（准看護科）	80	80		160	71	67		138
合 計	160	160	80	400	137	139	60	336

③ 卒業生の進路状況（単位：人）

区 分		令和 4 年度		
		専門課程	高等課程	計
就職	佐 賀 市	27	40	67
	多 久 市	0	0	0
	小 城 市	2	5	7
	神 埼 市	1	4	5
	吉野ヶ里町	1	1	2
	その他県内	4	1	5
	県 外	21	2	23
	小 計	56	53	109
進 学		0	8	8
その他（未就職等）		2	6	8
合 計		58	67	125

## 2 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」 3-4

本計画は、本市の健康づくり施策に関する基本的な考え方について定めるものであり、「第2次佐賀市総合計画」の方針に沿った健康づくりに関する個別計画として策定した市民の生涯を通じた健康づくりのための計画である。

計画策定にあたっては、「第2次佐賀県健康プラン（佐賀県健康増進計画）」や国の「健康日本21（第2次）」の基本的方向性を踏まえながら、本市において策定している「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次佐賀市食育推進基本計画」、「佐賀市国民健康保険佐賀市第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画」、「佐賀市高齢者保健福祉計画」、「佐賀市自殺対策計画」等とも整合性を図っている。

### (1) 策定の目的

市民の生活習慣の改善及び環境整備等を図ることで、健康寿命を延伸することを目的とする。

### (2) 基本理念

全ての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

### (3) 基本方針

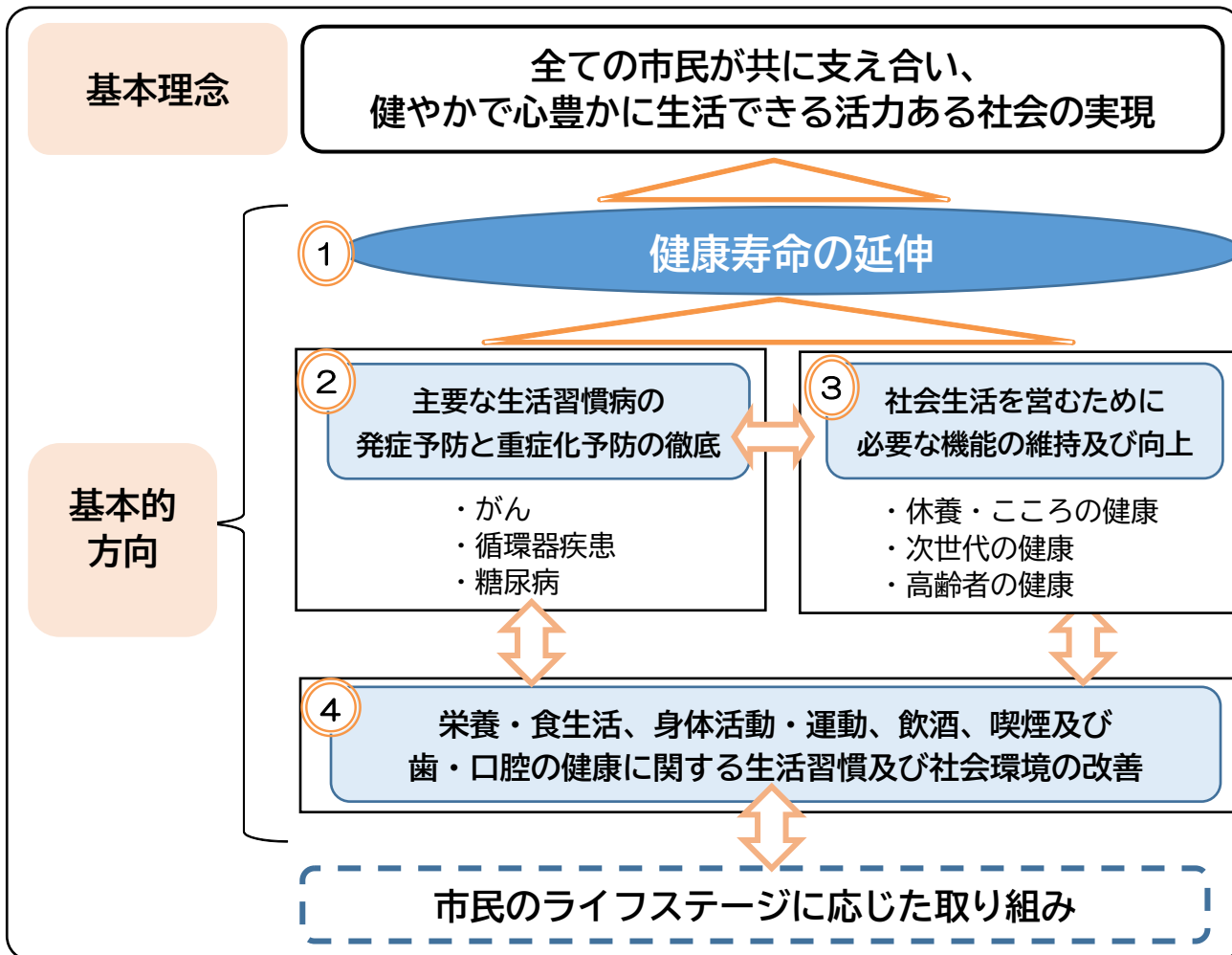
- ① 健康寿命の延伸
- ② 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

### (4) 計画の期間

本計画は、平成26年度で終了した「いきいきさがし21」と「すこやか親子計画」を引き継ぎ、計画期間を平成27年度から令和5年度までの9年間として策定したものである。その後、国が策定している健康日本21の計画期間が医療費適正化計画等の期間と一致させることを目的に1年延長されたことを受け、本計画の期間も令和6年度までの10年間に延長している。

### (5) 第2次計画の基本理念と基本的方向

急激な少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、個々人の生活習慣の改善に加え社会環境の改善を図るとともに、前計画の理念を踏まえて、以下を計画の理念とする。



(6) 「いきいきさがし21(第2次)」の目標項目

基本的方向	施策の柱	目標項目
<b>健康寿命の延伸</b>		
I 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	1 がん	ア がんによる死亡の減少 イ がん検診受診率の向上
	2 循環器疾患	ア 脳血管疾患・虚血性心疾患による重症化予防及び死亡の減少 イ 高血圧の改善 ウ 脂質異常症の減少 エ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 オ 特定健診・特定保健指導の実施率の向上
	3 糖尿病	ア 糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少 イ 治療継続者の割合の増加 ウ 合併症予防のための目標値を超える人の割合の減少 エ 糖尿病有病者の増加の抑制
	1 休養・こころの健康	ア 自殺者の減少 イ 睡眠による休養を十分に取れていない人の割合の減少 ウ 産後うつ病スクリーニング高得点者(EPDS9点以上)へのフォロー体制の充実
	2 次世代の健康	◇ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 ア 20歳代女性のやせの人の割合の減少 イ 全出生数中の低出生体重児の割合の減少 ウ 乳幼児健康診査の確実な受診の推進 エ 予防接種の普及 オ 小児救急医療の充実 ◇ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ア やせ、肥満傾向にある子どもの割合の減少 イ 身体活動・運動の推進 ウ 思春期における保健対策の推進 ◇ 子どもの健やかな成長を見守り育む環境づくりの推進 ア 事故防止対策の推進 イ 児童虐待防止対策の推進 ウ 地域における子育て支援の充実
	3 高齢者の健康	ア 中重度の要介護者(要介護2、3、4、5)の増加の抑制 イ 低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合の増加の抑制
III 栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善	1 栄養・食生活	ア 適正体重を維持している人の増加(肥満及びやせの減少) イ 適正な量と質の食事をとる人の増加
	2 身体活動・運動	ア 運動習慣者の割合の増加
	3 飲酒	ア 生活習慣病のリスクを高める量(1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上)を飲酒している人の割合の減少 イ 未成年者の飲酒率の減少 ウ 妊娠中の飲酒率の減少
	4 喫煙	ア 成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい人がやめる) イ 未成年者の喫煙率の減少 ウ 妊娠中の喫煙率の減少 エ 受動喫煙の機会の減少
	5 歯・口腔の健康	ア 乳幼児・学童期における虫歯のない子どもの割合の増加 イ 歯周病を有する人の割合の減少 ウ 歯周病検診を受診する人の増加 エ 歯の喪失防止



ライフステージ別の目標項目

全体目標	健康寿命の延伸	胎児(妊婦)	0歳	18歳	20歳	40歳	65歳	75歳	死亡
主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	がん	◇がん検診の受診率の向上							◇がんによる死亡の減少
	循環器疾患	◇脳血管疾患・虚血性心疾患による重症化予防 ◇高血圧の改善 ◇脂質異常症の減少 ◇メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ◇特定健診・特定保健指導の実施率の向上							◇脳血管疾患・虚血性心疾患による死亡の減少
	糖尿病	◇糖尿病有病者の増加の抑制 ◇治療継続者の割合の増加 ◇合併症予防のための目標値を超える人の割合の減少 ◇糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少							
社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	休養・こころの健康	◇産後うつ病スクリーニング高得点者(EPDS9点以上)へのフォロー体制の充実							◇自殺者の減少
	次世代の健康	◇20歳代女性のやせの人の割合の減少 ◇全出生数中の低出生体重児の割合の減少 ◇乳幼児健康診査の確実な受診の推進 ◇予防接種の普及 ◇小児救急医療の充実 ◇身体活動・運動の推進 ◇やせ、肥満傾向にある子どもの割合の減少 ◇思春期における保健対策の推進 ◇事故防止対策の推進 ◇児童虐待防止対策の推進 ◇地域における子育て支援の充実							
	高齢者の健康	◇中重度の要介護者(要介護2,3,4,5)の増加の抑制 ◇低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合の増加の抑制							
栄養・食生活、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善	栄養・食生活	◇適正体重を維持している人の増加(肥満及びやせの減少) ◇適切な量と質の食事をとる人の増加							
	身体活動・運動	◇運動習慣者の割合の増加							
	飲酒	◇妊娠中の飲酒率の減少 ◇未成年者の飲酒率の減少 ◇生活習慣病のリスクを高める量(1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上)を飲酒している人の割合の減少							
	喫煙	◇妊娠中の喫煙率の減少 ◇受動喫煙の機会の減少 ◇未成年者の喫煙率の減少 ◇成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい人がやめる)							
	歯・口腔の健康	◇乳幼児・学童期におけるむし歯のない子どもの割合の増加 ◇歯周病を有する人の割合の減少 ◇歯周病検診を受診する人の増加 ◇歯の喪失防止							

(7) 評価項目一覧

I 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

【いきいきさがし21(第2次)】					参考:国【健康日本21(第2次)】						
分野	項目	市の現状値	市の目標値	データソース	項目	国の現状値	国の目標値				
がん	ア がんによる死亡者の減少					■75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)					
	■佐賀県における75歳未満のがんの年齢調整死亡率(10万人当たり)					・75歳未満のがんの年齢調整死亡率(10万人当たり) 84.3	平成22年	減少傾向へ	令和5年	①	
	・肝及び肝内胆管	9.4(佐賀県)	平成24年	減少傾向へ							
	・乳房	12.5(佐賀県)									
	・子宮	5.0(佐賀県)									
	・胃	10.0(佐賀県)									
	・気管、気管支及び肺	14.8(佐賀県)									
	・大腸	11.0(佐賀県)									
	■標準化死亡比					/					
	・肝及び肝内胆管				平成14年～24年					減少傾向へ	令和5年
・乳房											
・子宮											
・胃											
・気管、気管支及び肺											
・大腸(直腸S状結腸移行部及び直腸)											
イ がん検診の受診者の増加					■がん検診の受診率の向上						
■佐賀市におけるがん検診受診率					■がん検診の受診率の向上						
・胃がん	14.4%	平成25年度	40%	令和5年度	②	・胃がん	(男性)36.6%	平成22年	50.0%	令和4年	
・肺がん	19.2%					(女性)28.3%					
・大腸がん	19.9%					(男性)26.4%					
・子宮がん	52.1%		(女性)23.0%								
・乳がん	43.7%		(男性)28.1%								
		60%	(女性)23.9%								
・子宮頸がん			37.7%								
・乳がん			39.1%								
■佐賀市における精密検査受診率					/						
・胃がん				平成24年度					90%	令和5年度	②
・肺がん											
・大腸がん											
・子宮がん											
・乳がん											

【いきいきさがし21(第2次)】						参考:国【健康日本21(第2次)】							
分野	項目	市の現状値	市の目標値	データソース		項目	国の現状値	国の目標値					
循環器疾患	<b>ア 脳血管疾患による死亡者の減少</b>					<b>■脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)</b>							
	・脳血管疾患の標準化死亡比(全体)	94.9	平成14年～平成24年	減少傾向へ	令和5年	③	・脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率(10万人当たり)	脳血管疾患	虚血性心疾患	平成22年	脳血管疾患	虚血性心疾患	令和4年
	(男性)	91.4					・(男性)	49.5	36.9		41.6	31.8	
	(女性)	99.2					・(女性)	26.9	15.3		24.7	13.7	
	<b>イ 高血圧の改善(脳血管疾患や虚血性心疾患を発症する危険度が高い人の割合の減少)</b>					<b>■高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)</b>							
	・Ⅱ度高血圧の人の数と割合	263人(2.5%)	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑤	・収縮期血圧の平均値(男性)	138mmHg		平成22年	134mmHg		令和4年度
	・Ⅲ度高血圧の人の数と割合	49人(0.5%)					・収縮期血圧の平均値(女性)	133mmHg			129mmHg		
	<b>ウ 脂質異常症の減少</b>					<b>■脂質異常症の減少</b>							
	・LDLコレステロール値が160mg/dl以上の人の割合	13.8%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④	・LDLコレステロール値が160mg/dl以上の人の割合	男性 8.3%	女性 11.7%	平成22年	7.7%		令和4年度
	<b>エ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少</b>					<b>■メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少</b>							
・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	27.7%	平成25年度	平成20年度(26.3%)対比10%減少	令和5年度	④	・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群	1,400万人		平成20年度	平成20年度と比べて25%減少		令和4年度	
<b>オ 特定健診・特定保健指導の実施率の向上</b>					<b>■特定健診・特定保健指導の実施率の向上</b>								
・特定健診受診率	27.1%	平成25年度	60%	令和5年度	⑤	・特定健康診査の実施率	41.3%		平成21年度	(市町村国保)60%		令和5年度	
・特定保健指導実施率	49.4%		60%			・特定保健指導の実施率	12.3%			(市町村国保)60%			
<b>ア 糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少</b>					<b>■合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少</b>								
・糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数	29人	平成29年度	減少傾向へ	令和5年度	⑥	・糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数	16,247人		平成22年	15,000人		令和4年度	
<b>イ 治療継続者の割合の増加</b>					<b>■治療継続者の割合の増加</b>								
・HbA1c(NGSP値)6.5%以上のうち糖尿病の内服治療を受けている人の割合	54.5%	平成25年度	増加傾向へ	令和5年度	④	・治療継続者の割合	63.7%		平成22年	75.0%		令和4年度	
<b>ウ 合併症予防のための目標値を超える人の割合の減少</b>					<b>■血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少</b>								
・HbA1c(NGSP値)7.0%以上の人の割合	4.7%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④	・HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の割合	1.2%		平成21年度	1.0%		令和4年度	
<b>エ 糖尿病有病者の増加の抑制</b>					<b>■糖尿病有病者の増加の抑制</b>								
・HbA1c(NGSP値)6.5%以上または糖尿病の内服治療中の人の割合	11.9%	平成25年度	現状維持	令和5年度	④	・糖尿病有病者数	890万人		平成19年	1,000万人		令和4年度	

II 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

【いきいきさがし21(第2次)】							参考:国【健康日本21(第2次)】					
分野	項目	市の現状値		市の目標値		データソース	項目	国の現状値		国の目標値		
休養・こころの健康	<b>ア 自殺者の減少</b>						<b>■自殺者の減少</b>					
	・自殺死亡率(人口10万人当たり)	20.8	平成25年	減少傾向へ	令和5年	⑦	・自殺死亡率(人口10万人当たり)	23.4	平成22年	(自殺総合対策大綱)平成27年(18.5)対比30%以上減少	令和8年	
	<b>イ 睡眠による休養を十分に取れていない人の割合の減少</b>						<b>■睡眠による休養を十分に取れていない者の割合の減少</b>					
	・睡眠による休養を十分に取れていない人の割合	すべての年代で20%超	平成25年度	15%	令和5年度	⑧	・睡眠による休養を十分に取れていない者の割合	18.4%	平成21年	15.0%	令和4年度	
次世代の健康	<b>ア 20歳代女性のやせの人の割合の減少</b>											
	・20歳代女性のやせの割合	26.0%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑨	(「栄養・食生活」の分野に掲載)					
	<b>イ 低出生体重児の割合の減少</b>						<b>■適正体重の子どもの増加</b>					
	・全出生中の低出生体重児の割合	8.9%	平成24年	減少傾向へ	令和5年度	③	・全出生数中の低出生体重児の割合	9.6%	平成22年	減少傾向へ	令和5年	
	<b>ウ 妊娠中の飲酒率・喫煙率の減少</b>											
	・妊娠中の喫煙率	4.0%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑨	(「喫煙」の分野に掲載)					
・妊娠がわかってからの飲酒率	1.2%	(「飲酒」の分野に掲載)										
高年齢者の健康	<b>ア 中重度の要介護者(要介護2~5)の増加の抑制</b>						<b>■介護保険サービス利用者の増加抑制</b>					
	・1号被保険者における中重度の要介護者の割合	8.50%	平成25年	減少傾向へ	令和5年	⑪	・介護保険サービス利用者数 452万人(平成24年度) 657万人(令和7年度)					
	・1号被保険者における中重度の要介護者の数(※令和元年度追加項目)	5,136人	平成30年	増加の抑制	令和5年							
<b>イ 低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合の増加の抑制</b>						<b>■低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合の増加の抑制</b>						
・低栄養傾向の人の割合	16.8%	平成25年度	現状維持	令和5年度	⑫	・低栄養傾向の者の割合	17.4%	平成22年	22.0%	令和4年度		

Ⅲ 栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

【いきいきさがし21(第2次)】						参考:国【健康日本21(第2次)】					
分野	項目	市の現状値	市の目標値	データソース	項目	国の現状値	国の目標値				
栄養・食生活	<b>ア 適正体重を維持している人の割合(肥満及びやせの減少)</b>					<b>■適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)</b>					
	・【再掲】20歳代女性のやせの割合	26.0%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑨	・20歳代女性のやせの者の割合	29.0%	平成22年	20.0%	令和4年度
	・【再掲】全出生数中の低出生体重児の割合	8.9%	平成24年度			③	〔次世代の健康分野に掲載〕				
	・【再掲】肥満傾向にある子どもの割合	11.5%	平成25年度			⑩					
	・男子における肥満傾向児出現率	11.8%									
	・女子における肥満傾向児出現率	11.1%									
	・30～60歳代男性の肥満者の割合	30.2%	平成25年度	現状維持	④	・20～60歳代男性の肥満者の割合	31.2%	平成22年	28%	令和4年度	
	・40～60歳代女性の肥満者の割合	19.3%	平成25年度			④	・40～60歳代女性の肥満者の割合		22.2%		19%
	・【再掲】低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合	16.8%	平成25年度		④	〔高齢者の健康分野に掲載〕					
	<b>イ【再掲】高血圧の改善(脳血管疾患や虚血性心疾患を発症する危険度が高い人の割合の減少)</b>										
・Ⅱ度高血圧の人の数と割合	263人(2.5%)	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④						
・Ⅲ度高血圧の人の数と割合	49人(0.5%)										
<b>ウ【再掲】脂質異常症の減少</b>											
・LDLコレステロール値160mg/dl以上の人の割合	13.8%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④						
<b>エ【再掲】糖尿病有病者の増加の抑制</b>											
・HbA1c(NGSP値)6.5%以上および糖尿病の内服治療中の人の割合	11.9%	平成25年度	現状維持	令和5年度	④						
身体活動・運動	<b>ア 運動習慣者の増加</b>					<b>■運動習慣者の割合の増加</b>					
	・運動習慣者の割合(1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人)	40～74歳 34.9%	平成25年度	増加傾向へ	令和5年度	⑧	・運動習慣者の割合	20～64歳 24.3%	平成22年	20～64歳 34.0%	令和4年度
							65歳以上 41.9%	65歳以上 52.0%			
飲酒	<b>ア 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少</b>					<b>■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少</b>					
	・(男性)1日当たりの純アルコール摂取量が40g以上の人の割合	11.9%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑧	・(男性)1日当たりの純アルコール摂取量が40g以上の人の割合	15.3%	平成22年	13.0%	令和4年度
	・(女性)1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の人の割合	5.8%					・(女性)1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の人の割合	7.5%		6.4%	
	<b>イ【再掲】妊娠中の飲酒率の減少</b>						<b>■妊娠中の飲酒をなくす</b>				
・妊娠がわかってからの飲酒率	1.2%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑨	・妊娠中の飲酒率	8.7%	平成22年	0.0%	令和5年	

【いきいきさがし21(第2次)】						参考:国【健康日本21(第2次)】						
分野	項目	市の現状値		市の目標値		データソース	項目	国の現状値		国の目標値		
喫煙	<b>ア 成人の喫煙率の減少</b>						<b>■成人の喫煙率の減少</b>					
	・男性の喫煙率	25.2%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑬	・成人の喫煙率	19.5%	平成22年	12.0%	令和4年度	
	・女性の喫煙率	4.7%										
	<b>イ 【再掲】妊娠中の喫煙率の減少</b>						<b>■妊娠中の喫煙をなくす</b>					
	・妊娠中の喫煙率	4.0%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑨	・妊娠中の喫煙率	5.0%	平成22年	0.0%	令和5年	
<b>ウ 受動喫煙の機会の減少</b>						<b>■受動喫煙の機会を有する者の割合の低下</b>						
・禁煙・完全分煙認証施設数	577件	平成25年度	増加傾向へ	令和5年度	⑭	・日常生活で受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合	行政機関 16.9%	平成20年	行政機関 0.0%	令和4年度		
					医療機関 13.3%		医療機関 0.0%					
					職場 64.0%		平成23年	受動喫煙の無い職場の実現				
					家庭 10.7%		平成22年	家庭 3.0%	令和4年度			
					飲食店 50.1%			飲食店 15.0%				
歯・口腔の健康	<b>ア 乳幼児・学童期におけるむし歯のない子どもの割合の増加</b>						<b>■乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加</b>					
	・3歳児のむし歯のない人の割合	72.0%	平成24年度	86.0%	令和5年度	⑮	・3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県数	6都道府県	平成21年	23都道府県	令和4年度	
	・12歳児の1人平均むし歯数	0.83本	平成25年度	1.0本未満の維持		⑯	・12歳児の1人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県数	7都道府県	平成23年	28都道府県	令和4年度	
	<b>イ 歯周病を有する者の割合の減少</b>						<b>■歯周病を有する者の割合の減少</b>					
	・40歳代における進行した歯肉炎を有する者の割合	23.5%	平成21~25年度 過去5年間の平均	現状維持	令和5年度	⑰	・40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	37.3%	平成17年	25.0%	令和4年度	
	<b>ウ 40歳で喪失歯のない人の割合</b>						<b>■歯の喪失防止</b>					
・40歳で喪失歯のない人の割合	76.3%	平成21~25年度 過去5年間の平均	現状維持	令和5年度	⑰	・40歳で喪失歯のない者の割合	54.1%	平成17年	75.0%	令和4年度		

【データソース】

- ① 国立がん研究センターがん対策情報センター「部位別75歳未満年齢調整死亡率」
- ② 佐賀市がん検診結果
- ③ 保健統計年報(佐賀県)
- ④ 佐賀市特定健診結果
- ⑤ 特定健診・特定保健指導実施結果総括表〔特定健診等データ管理システム国保連合会(法定報告)〕
- ⑥ 佐賀県健康増進課人工透析患者数等調
- ⑦ 厚生労働省「自殺白書」
- ⑧ 特定健診問診票による聞き取り(佐賀市)
- ⑨ プレママアンケート(佐賀市)

- ⑩ 学校保健統計
- ⑪ 佐賀中部広域連合認定審査会データ・高齢福祉課要介護認定者数
- ⑫ 佐賀市特定健診結果(65歳以上75歳未満)
- ⑬ 30代の健診・特定健診問診票による聞き取り(佐賀市)
- ⑭ 佐賀県禁煙・完全分煙認証施設数
- ⑮ 3歳児健康診査
- ⑯ 定期健康診断
- ⑰ 佐賀市歯周病検診

### 3 保健予防 3-4

#### (1) 概要

高齢化の急速な進展や過食、偏食等の食生活の変化などに伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病による死亡者数が増加し、その割合は全死因の約半数を占めています。また、医療費に占める割合も国民医療費の約3分の1となっており、生活習慣病の予防に重点を置いた取り組みが重要かつ喫緊の課題となっています。

そこで、本市においても健康寿命の延伸をめざし、栄養・運動等の生活習慣改善を支援するための情報発信や健康教室等の実施、また、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めています。

○ 佐賀市における主要死因別死亡者数・死亡割合（令和3年）

順位	主要死因	死亡者数 (人)	割合 (%)
1	悪性新生物	705	26.5
2	心疾患	354	13.3
3	老衰	247	9.3
4	脳血管疾患	171	6.4
5	肺炎	149	5.6
6	誤嚥性肺炎	86	3.2
7	不慮の事故	78	2.9
8	アルツハイマー病	70	2.6
9	腎不全	54	2.0
10	血管性及び詳細不明の認知症	49	1.8
	その他	699	26.3
	合計	2,662	99.9

(2) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（令和4年度）

健(検)診の種類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む) (円)		うち自己負担額 (円)
特定健診	佐賀市国民健康保険の加入者で40～74歳の者	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔詳細〕心電図、貧血、クレアチニン、眼底検査	(集団)	6,347	1,000
			(個別)	8,360	
健康増進法に基づく健康診査	40歳以上の者で生活保護世帯に属する者等	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔詳細〕心電図、貧血、クレアチニン、眼底検査	(集団)	6,347	無料
			(個別)	8,360	
30代の健診	30～39歳の者	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査 新規：B型C型肝炎ウイルス検査 C型のみ：C型肝炎ウイルス検査 B型のみ：B型肝炎ウイルス検査	(集団) 30～39歳の新規	7,541	700
			30～39歳のC型のみ	6,573	
			30～39歳のB型のみ	6,221	
			30～39歳の継続	5,196	
肝炎ウイルス検査	佐賀市国保の特定健診、後期高齢者健診又は健康増進法に基づく健康診査受診者	新規：B型C型肝炎ウイルス検査 C型のみ：C型肝炎ウイルス検査 B型のみ：B型肝炎ウイルス検査	(集団) 40歳以上の新規	2,345	無料
			40歳以上のC型のみ	1,377	
			40歳以上のB型のみ	1,025	
結核検診	65歳以上で肺がん検診を受診する者	胸部X線検査	(集団)	1,345	無料
肺がん検診	40歳以上の者	胸部X線検査 ハイリスク者には、3日間連続の喀痰検査	(集団) 撮影+読影	1,845	無料
			読影	550	
			喀痰	2,435	
胃がん検診	40歳以上の者	胃部X線検査	(集団)	4,664	無料
	50・52・54・56・58・60・62・64・66・68歳の者	胃内視鏡検査	(個別)	17,574	
子宮がん検診	20歳以上の女性	視診、内診、細胞診	(集団) 頸がん	4,374	500
			(個別) 頸がん	6,061	1,300
			頸がん・体がん	9,691	2,100
			細胞診検査	2,163	
HPV検査	30歳以上で子宮頸がん検診を受診する者	ウイルス検査	(集団)	3,960	1,000
			(個別)	3,960	
乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィ (40歳代は2方向、50歳以上は1方向撮影)	(集団) X線検査(1方向)	3,444	500
			X線検査(2方向)	5,440	
			(個別) X線検査(1方向)	4,507	
			X線検査(2方向)	6,487	
大腸がん検診	40歳以上の者	便潜血検査 (2日法)	(集団)	1,672	無料
			(個別) 問診等	2,880	
			便潜血検査	1,342	
前立腺がん検診	50歳以上の男性 * 佐賀市国保の特定健診、後期高齢者健診又は生活保護者の健診との同時実施	PSA検査	(集団)	1,980	500
			(個別)	2,948	
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	骨量測定 (X線検査又は超音波検査)	(集団)	1,980	500
			(個別)	5,156	
歯周病検診	20歳以上の者 40・50歳の者	歯科医師の診察及び歯科衛生士のブラッシング指導	(集団) 歯科医師の診察(委託)	2,819	無料
			ブラッシング指導(直営)	1,646	
			(個別)	4,070	



健（検）診の種類	受診者数（人）	再掲:要精密者数（人）		
		積極的支援	動機付け支援	情報提供
特定健診	10,918	330	1,016	9,572
健康増進法に基づく健康診査	95	11	9	75

※精密結果は、令和5年5月末現在の数値を掲載

健（検）診の種類	受診者数（人）	要精密者数（人）	要精密率（%）	精密結果内訳（人）				
				要医療	要観察	異常なし		
30代の健診	358	32	8.9	4	8	0		
肝炎ウイルス検査	951							
結核検診	6,014	45	0.7	活動性	陳旧性	その他	異常なし	
				0	1	28	6	
肺がん検診	9,516	104	1.1	肺がん	がん疑い	その他	異常なし	
				1	10	50	26	
胃がん検診	3,702 (再掲:内視鏡) (104)	227 (8)	6.1 (7.7)	胃がん	がん疑い	その他	異常なし	
				2	0	129	18	
子宮がん検診	9,863 (再掲:体部) (460)	337 (4)	3.4 (0.9)	子宮がん	高度異形成(CIN3) (上皮内がん含む)	軽～中等度異形成(CIN1～2)	その他	異常なし
				3	25	136	46	62
HPV検査	5,747							
乳がん検診	6,591	363	5.5	乳がん	がん疑い	その他	異常なし	
				20	2	115	159	
大腸がん検診	10,665	673	6.3	大腸がん	がん疑い	その他	異常なし	
				21	3	297	83	
前立腺がん検診	2,636	227	8.6	前立腺がん	がん疑い	その他	異常なし	
				12	0	76	27	
骨粗しょう症検診	881	126	14.3	骨粗鬆症	骨粗鬆症以外	異常なし		
				36	11	10		
歯周病検査	663	389	58.7	治療	経過観察	指導	他機関紹介	
				126	14	5	0	

## 4 母子保健 3-4

### (1) 妊婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止対策

母子保健の向上を図るためには、妊産婦に対する健康管理の充実が重要である。安全な分娩と健康な子どもの出生のために、妊婦が定期的に健康診査を受けることで、異常を早期に発見し、適切な対応をすることが必要である。また妊婦がB型肝炎ウイルスを有する場合には、母子感染への対策を講じる。このことから、妊娠届出をした全妊婦に対して健康診査を実施し、母子保健の向上の充実強化を図る。

○受診状況（令和4年度）

	交付数 (枚)	延受診者 (人)	受診率 (%)	1枚あたりの 補助単価
うぐいす 【基本項目】	14,090	10,822	76.8	5,020円
ピンク 【基本項目・超音波検査】	1,555	1,382	88.9	11,400円
オレンジ 【基本項目・血液検査】	1,555	1,537	98.8	15,550円
浅黄 【基本項目・クラミジア】	1,555	1,509	97.0	8,540円
レモン 【基本項目・血糖検査】	1,555	1,470	94.5	12,950円
藤紫 【基本項目・GBS】	1,555	1,398	89.9	8,000円
償還払い		259		
合計	21,865	18,377		

### (2) 産婦健康診査事業

産後うつの予防や新生児の虐待予防等を図るため、産後2週間の時期に産婦の健康診査を実施する。産後の初期段階に支援が必要な母子を把握し、医療機関等の関係機関と支援を行い妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を図る。妊娠届出時に産婦健康診査受診票を1人1枚交付する。

○受診状況（令和4年度）

対象者数 (人)	受診者数		フォローなし		フォローあり	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1,525	1,368	89.7	1,096	80.1	272	19.9

### (3) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦や乳児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等必要な事項について家庭訪問のうえ適切な指導を行うことで、不安を解消し、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援する。

○実施状況（令和4年度）

妊 婦		産 婦		新生児 ※1		未熟児		乳 児 ※2		幼 児		その他		総 計	
実 ※3	延 ※4	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
144	155	1,648	2,672	45	46	102	106	1,509	2,534	282	319	86	97	3,816	5,929

※1 未熟児除く、※2 新生児・未熟児のぞく、※3 実人員、※4 延人員

### (4) ショートステイ（産後ケア）事業

母子が産科医療機関に宿泊し、心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てができるよう支援する。

○利用状況（令和4年度）

利用延人数	利用延日数
21	41

### (5) 出産・子育て応援事業

妊産婦や子育て家庭の不安を解消するために、相談支援を実施する。また、子育てサービス等に活用できる「出産・子育て応援給付金」を支給する。

○受診状況（令和4年度）

・伴走型相談支援

①妊娠届出時面談	②妊娠7か月アンケート	③妊娠8か月面談	④出生後面談 (アンケート徴取)
253	—	—	—

・応援給付金支給支援

出産応援給付金 (妊婦1人あたり5万円)		子育て応援給付金 (児童1人あたり5万円)		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
2,163	108,150,000	1,204	60,200,000	3,367	168,350,000

### (6) 乳児一般健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、もって乳児の保健管理の向上を図る。

乳児一般健康診査票は1人3枚交付する。（令和3年度までは1人4枚交付のため、一部4回目受診あり）

○受診状況（令和4年度）

対象者 (人)	延べ 交付数	受診者数				延べ受 診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果 (人)				
		1回目	2回目	3回目	4回目			正 常	要指導	要観察	要精密 ※1	要治療
1,525	4,575	1,568	1,597	1,520	1,416	6,101	100.0	5,045	595	84	377	

※1 管理中の者を含む

### (7) 乳幼児健康相談

対象者	従 事 者	方 法 また は 内 容
乳幼児	保 健 師 看 護 師 栄 養 士 歯 科 衛 生 士 助 産 師 事 務	○妊婦や乳幼児を持つ親の、悩みや不安等の相談に個別に応じている。また、母親同士の交流・情報交換の場となっている。 ○日程：年間32回（令和4年度実績） ○内容：身体計測、発達チェック、個別相談（育児相談・栄養相談・母乳相談・歯科相談）

○実績（令和4年度）（人）

保健師相談	栄養士相談	歯科衛生士相談	助産師相談	相談来所者数
延人数	延人数	延人数	延人数	延人数
847	220	104	151	1,322

### (8) 子育て専門相談室

対象者	従 事 者	方 法 また は 内 容
乳幼児	医 師 臨 床 心 理 士 言 語 聴 覚 士 保 健 師	○乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して経過観察や事後指導が必要な児について医師・臨床心理士・言語聴覚士による個別相談を行う。

○実績（令和4年度）（人）

乳 幼 児	
実人数	延人数
280	307

### (9) すくすく子育て相談会

対象者	従 事 者	方 法 また は 内 容
-----	-------	--------------

乳幼児	相談員 (臨床心理士) 保健師	○乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、行動面や育児に関して不安等がある保護者および児について相談員と保健師が個別の相談を行う。
-----	-----------------------	---

○実績（令和4年度）（人）

乳 幼 児	
実人数	延人数
89	93

### (10) 母子保健推進員（子育て応援隊）活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて孤立する親が増加している。

市では、平成10年度から子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母子保健に関心のある市民を公募して養成し、その修了者に活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

平成21年度から取り組んでいる全戸訪問事業の重要な担い手となっている。

<活動内容>

- ① 乳児訪問による問題の早期把握
- ② 母子保健事業の案内
- ③ 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等
- ④ 訪問用冊子「こんにちは赤ちゃん」の作成
- ⑤ マタニティーコンサート開催

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

○活動実績（令和4年度）

推進員数	訪問（件数）		報告会 （件）	研修会 （件）	自主 活動 （件）	その他の 協力活動 （件）	合計
	乳 児 （延）	妊婦・幼児 （延）					
99	1,225	206	395	90	541	145	2,602

### (11) 親子セミナー（親子生活習慣病予防事業）

大人の生活習慣が子どもの生活習慣を作る観点より、乳児期から生活習慣病を予防する。

<事業内容>

○4～5か月児セミナー（子どもの生活習慣と離乳食）

対象者	従 事 者	方法または内容
-----	-------	---------

4～5か月 児とその 親、家族、 (祖父母、 兄弟)	保 健 師 栄 養 士 事 務 ( 受 付 )	日程：毎月1回（年間12回） 会場：ほほえみ館 内容：保健師による生活リズムと発達についての講話 栄養士による離乳食のすすめの講話
--	-------------------------------	--

※令和4年度6月から初産婦対象に実施。

○ 1歳～1歳5か月児セミナー（子どもの生活習慣とむし歯予防）

対象者	従 事 者	方法または内容
1歳～1歳 5か月児と その親、家 族（祖父 母、兄弟）	保 健 師 歯 科 医 師 歯 科 衛 生 士 事 務 ( 受 付 ・ 託 児 )	日程：毎月1回（年間12回） 会場：ほほえみ館 内容：保健師による生活リズムと発達についての講話 歯科衛生士による歯科保健講話 歯科健診・フッ化物塗布（希望者のみ）

※令和4年度は、令和5年2月から実施。

○実績（令和4年度）（人）

4～5か月児セミナー	1歳～1歳5か月児セミナー
155	25

## (12) 1歳6か月児健康診査

歩行や言語発達等のはじまる1歳6か月時に健康診査を行い、運動機能や視聴覚、精神発達の度合いを把握し、疾病等を早期に発見し、心身障害の進行を防止する。

また、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、その他の育児に関すること等適切な指導を行い保護者の育児負担の軽減と幼児の健康の保持増進を図る。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症流行のため、1回の人数を制限する等の感染防止に努め実施した。フッ化物塗布は10月から実施した。

○一般健康診査（令和4年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導 (人)	要観察 (人)	要精密 (人)	要治療 (人)	管理中 (人)
			(人)	(%)					
1,702	1,701	99.9	452	26.6	272	737	57	183	

○歯科健康診査（令和4年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数 (本)	1人あたり のむし歯数 (本)
			(人)	(%)	(人)	(%)		
1,702	1,701	99.9	1,685	99.1	16	0.9%	44	0.03

### (13) 3歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に内科、歯科、視力、聴力等の総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児童の健全育成、保護者への育児支援を図る。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症流行のため、1回の人数を制限する等の感染防止に努め実施した。フッ化物塗布は、10月から実施した。

○ 一般健康診査（令和4年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導 (人)	要観察 (人)	要精密 (人)	要治療 (人)	管理中 (人)
			(人)	(%)					
1,884	1,859	98.7	478	25.7	381	549	232	219	

○ 歯科健康診査（令和4年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数 (本)	1人あたり のむし歯数 (本)
			(人)	(%)	(人)	(%)		
1,884	1,858	98.6%	1,582	85.1%	276	14.9%	892	0.48

### (14) 幼児の歯科保健

平成15年6月より、1歳6か月児健康診査時に希望者にフッ化物塗布を行い、更に平成17年4月からは乳児歯科保健教室(歯やか歯やか教室)を実施していたが、平成28年度4月よりこれを廃止し、1歳～1歳5か月児セミナーにて実施している。また、歯質強化に極めて有効なフッ化物を応用し、歯科保健水準の向上を目指している。

① フッ化物洗口事業（令和4年度）

対象者：4歳児、5歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

実施園数	対象園児数(人)			実施者数(人)			希望率 (%)
	4歳児	5歳児	総園児数	4歳児	5歳児	総実施者数	
26	443	504	947	419	487	906	95.7

② フッ化物塗布事業（平成15年6月より開始）

ア 対象者

- i 乳児(1歳～1歳5か月児)セミナーの対象児(保護者が希望する者) (平成28年4月～)
- ii 1歳6か月児健康診査の対象児(保護者が希望する者) (平成15年6月～)
- iii 3歳児健康診査の対象児(保護者が希望する者) (平成18年4月～)

イ 実績

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の流行のため、1歳～1歳5か月児セミナーは令和5年2月再開。1歳6か月児及び3歳児健康診査は令和4年10月から再開。

### (15) 不妊治療費助成事業

不妊治療費は高額であるため平成 19 年度から治療費の一部を助成することにより、子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減している。

① 事業内容

- ア 対象者 いずれか一方又は両方が佐賀市に 1 年以上住民登録している法律上の婚姻をしている夫婦および事実婚関係にある夫婦
- イ 対象の治療 人工授精・体外受精・顕微授精（健康保険の対象とならない分）  
（令和 4 年 3 月 31 日までに治療を開始し、令和 5 年 3 月 31 日までに終了した治療）
- ウ 所得制限 なし
- エ 助成金額 治療費から都道府県及び他自治体の助成金等を差し引いた額の 7 割で 1 年度（4 月から 3 月まで）人工授精 10 万円まで、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）20 万円まで
- オ 助成期間 通算 5 年度まで

② 実績（令和 4 年度）

助成件数	93 件
助成額	12,782,168 円
妊娠率	31.0%

※ 令和 4 年度から不妊治療の健康保険適用が開始されたことに伴い、従来の助成制度は令和 3 年度までで終了した。ただし、治療計画に支障が生じないように、令和 3 年度末までに治療を開始し、年度を跨ぐ一連の治療については、経過措置として従来の内容で助成を継続している。

(16) 養育医療給付事業

養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費の給付を行う。（平成 25 年 4 月開始）

① 実績（令和 4 年度）

給付人員	33 人
------	------

② 出生時の体重の状況

出生時の体重	1,000g 以下	1,001g 以上 1,500g 以下	1,501g 以上 1,800g 以下	1,801g 以上 2,000g 以下	2,001g 以上 2,300g 以下	2,301g 以上 2,500g 以下	2,501g 以上	計
新規給付決定 実人員	6 人	5 人	4 人	12 人	2 人	2 人	4 人	35 人

(17) 母子保健情報アプリ等活用事業

母子保健や子育てに関する情報等を時期に応じて効果的に提供する母子保健情報アプリを発信し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりをすすめる。また本アプリを入れたタブレットを活用して、保健指導や訪問活動を実施する。

令和 4 年度登録者数 6,850 人



## 5 予防接種事業 3 - 4

### (1) 予防接種事業の概要（令和4年度）

法	種別	対象者	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	実施時期	委託先	接種方法	医師委託料 (接種1回当たり)	自己負担額
予 防 接 種 法	ロタウイルス	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	3,200	3,534	110.4	通 年	県医師会 県国保連合会（支払事務）	個別	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス） 16,500円 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック） 11,473円	無料
	B C G	1歳に至るまで 対象者数は年度末人口で抽出、接種者数は年度内に接種した者（転入者を含む）	1,739	1,576	90.6				11,165円	
	B型肝炎	1歳に至るまで	4,800	4,703	98.0				8,459円	
	二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳以上13歳未満（標準接種：小学6年生）	2,218	1,753	79.0				5,830円	
	麻しん	第1期：1歳から2歳に至るまで	1,689	1,657 (1,657)	98.1				8,778円 (12,320円)	
		第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間にある者	2,051	1,922 (1,922)	93.7				7,348円 (10,890円)	
	風しん	第1期：1歳から2歳に至るまで	1,689	1,657 (1,657)	98.1				8,778円 (12,320円)	
									( )は麻しん風しん混合接種委託料	

法	種 別	対象者	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	実施時期	委託先	接種方法	医師委託料 (接種1回当り)	自己負担額
予防接種法	風しん	第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間にある者	2,051	1,922 (1,922)	93.7	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)	個 別	7,348円 (10,890円)	無料
		第5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性	18,957	抗体検査数 942 接種者数 289(283)	(10,890円)					
		接種者数の( )は、麻しん風しん混合接種者数							( )は麻しん風しん混合接種委託料	
	日本脳炎	第1期：生後6か月から7歳6か月に至るまで	12,075	6,256	51.8				3歳の誕生日の前々日まで 9,240円	
第2期：9歳以上13歳未満 (標準接種：小学4年生)		3,352	2,153	64.2	3歳以上 7,810円					
インフルエンザ	65歳以上又は60歳以上65歳未満で特定の障害を持つ者	67,077	38,355	57.2	10月 ～ 1月	県医師会 県国保連合会 (支払事務) その他医療機関、養護老人ホーム等	3,857円 (生活保護者は自己負担額が無料のため 5,357円)	1,500円		

法	種 別	対象者	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	実施時期	委託先	接種方法	医師委託料 (接種1回当たり)	自己負担額
予防接種法	不活化ポリオ	生後3か月から生後90月(7歳6か月)に至るまで	1	0	0	通年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)	個別	3歳の誕生日の前々日まで 11,825円 3歳以上 10,395円	無料
	四種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ)	生後3か月から生後90月(7歳6か月)に至るまで	6,859	6,249	91.1				3歳の誕生日の前々日まで 13,442円 3歳以上 12,012円	
	ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2か月以上60月(5歳未満) 接種者数の() は、延接種者数	6,955	1,562 (6,361)	91.5				3歳の誕生日の前々日まで 10,945円 3歳以上 9,515円	
	小児用肺炎球菌	生後2か月以上60月(5歳未満) 接種者数の() は、延接種者数	6,955	1,563 (6,362)	91.5				3歳の誕生日の前々日まで 13,750円 3歳以上 12,320円	
	HPV (子宮頸がん予防)	小学6年から高校1年に相当する女子 接種者数の() は、延接種者数	5,353	548 (1,542)	10.2				17,017円	
		キャッチアップ 接種者※1 接種者数の() は、延接種者数	8,512	775 (1,913)	9.1					

法	種 別	対象者	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	実施時期	委託先	接種方法	医師委託料 (接種1回当たり)	自己負担額
予防接種法	水痘	生後12月から36月に至るまで(誕生日の前日まで)	3,335	3,039	91.1	通年	県医師会 県国保連合会(支払事務)	個別	3歳の誕生日の前々日まで 10,780円 3歳以上 9,350円	無料
	高齢者肺炎球菌	65歳以上※2	9,008	2,020	22.4		県医師会 県国保連合会(支払事務)		6,120円 (生活保護者は自己負担額が無料のため 8,620円)	2,500円
		60歳以上65歳未満で特定の障害を持つ者	131	1	0.8		その他医療機関、養護老人ホーム等			

○周知の方法：「市報さが」やホームページに予防接種の記事を掲載し、周知徹底を図っている。

- ・麻疹及び風しん（2期、5期）、二種混合、日本脳炎（2期・特例対象者）、高齢者肺炎球菌は、個別通知する。
- ・乳幼児の予防接種については出生の翌月に予防接種手帳を送付する。
- ・HPVワクチン接種対象者については、令和4年4月1日より個別勧奨を再開し、全対象者に個別通知する。

※1 HPVキャッチアップ接種対象者は、平成9.4.2～平成18.4.1生まれの女子

※2 高齢者肺炎球菌については、令和4年度は年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が対象。

(2) 臨時予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種事業）の概要（令和3年度）

法	種 別	対象者	対象者数 (人)	接種者数 (人)	実施時期	委託先	接種方法	医師委託料 (接種1回当たり)	自己負担額
予 防 接 種 法	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス	(初回接種) 5歳以上	222,223	(1、2回目合計) 352,839	令和3年2月17日～	市医師会 県国保連 合会（支 払事務） その他医 療機関等	個 別 ・ 集 団	2,277円	無料
		(追加接種) 12歳以上	206,927	(3回目) 28,765	令和3年12月1日～			【加算】 ・時間外 803円 ・休日 2,343円 ・6歳未満 726円	

※ 周知の方法：対象者に接種券を発送するとともに、「市報さが」やホームページにワクチン接種の概要を掲載し、周知徹底を図っている。

※ 接種者数は個別接種の令和4年1月までの接種者、及び集団接種の令和4年3月までの接種者の合計を記載。

※ 接種不可者の医師委託料は1,694円

【初回接種】16歳以上 : 令和3年2月17日より開始  
12歳以上15歳以下 : 令和3年6月1日より開始  
5歳以上11歳以下 : 令和4年2月21日より開始

【追加接種】18歳以上 : 令和3年12月1日より開始  
12歳以上17歳以下 : 令和4年3月25日より開始

## 6 佐賀市保健福祉会館 3-4

佐賀市では、市民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、佐賀市保健福祉会館（愛称：ほほえみ館）を設置している。

現在ほほえみ館内には、福祉団体の事務所等を配置し、保健と福祉の拠点（情報の発信地）として、市民サービスの向上に努めている。

その他、館内には生涯学習施設を設けており、有料で貸し出している。

### (1) 施設の概要

- ① 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号 (TEL 0952-30-0100)
- ② 建物構造 鉄筋コンクリート造 4 階建て
- ③ 延床面積 5,642 m<sup>2</sup>
- ④ 総事業費 24 億 8,999 万 8 千円・・・地域福祉推進特別対策事業
- ⑤ 建設期間 平成 4 年度から平成 6 年度
- ⑥ 竣工 平成 6 年 10 月
- ⑦ 供用開始 平成 7 年 4 月

### (2) 利用案内

- ① 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分（利用時間は午前 9 時から午後 5 時）
- ② 休館日 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）
- ③ 使用申込み 使用日の 6 月前の日の属する月の初日から受付

### (3) 貸室の概要及び使用料

室名	面積	収容人員	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
① 教養講座室(和室)	125 m <sup>2</sup>	70 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
② 健康料理講習室	125 m <sup>2</sup>	50 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
③ 視聴覚室	204 m <sup>2</sup>	100 人	3,300 円	4,400 円	7,700 円
④ 音楽演劇室	83 m <sup>2</sup>	32 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
⑤ 趣味の講座室	83 m <sup>2</sup>	32 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
⑥ 軽スポーツ室	270 m <sup>2</sup>	150 人	3,300 円	4,400 円	7,700 円
			（個人利用） 1 回につき 210 円		

(4) 貸室の利用実績

利用区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)
一般貸出	① 教養講座室(和室)	75	2,242	129	2,720	148	1,544	70	1,460
	② 健康料理講習室	78	1,070	69	772	57	724	47	628
	③ 視聴覚室	96	6,216	34	1,450	60	2,481	67	2,855
	④ 音楽演劇室	116	2,388	142	2,591	111	2,023	166	2,990
	⑤ 趣味の講座室	126	2,454	196	3,675	254	4,699	258	4,360
	⑥ 軽スポーツ室	65	1,645	90	2,162	120	2,950	114	2,311
	小計	556	16,015	660	13,370	750	14,421	722	14,604
事業利用	① 教養講座室(和室)	107	959	0	0	0	0	10	370
	② 健康料理講習室	22	595	13	351	21	471	12	414
	③ 視聴覚室	27	1,672	0	0	30	546	21	326
	④ 音楽演劇室	102	2,405	0	0	0	0	0	0
	⑤ 趣味の講座室	146	3,050	0	0	0	0	0	0
	⑥ 軽スポーツ室	113	2,777	19	255	27	192	25	346
	小計	517	11,458	32	606	78	1,209	68	1,456
合計	① 教養講座室(和室)	182	3,201	129	2,720	148	1,544	80	1,830
	② 健康料理講習室	100	1,665	82	1,123	78	1,195	59	1,042
	③ 視聴覚室	123	7,888	34	1,450	90	3,027	88	3,181
	④ 音楽演劇室	218	4,793	142	2,591	111	2,023	166	2,990
	⑤ 趣味の講座室	272	5,504	196	3,675	254	4,699	258	4,360
	⑥ 軽スポーツ室	178	4,422	109	2,417	147	3,142	139	2,657
	合計	1,073	27,473	692	13,976	828	15,630	790	16,060

## 7 保健センター 3-4

佐賀市では、市民に密着した総合的な健康づくり対策を推進し、市民の健康増進を図ることを目的として、保健センターを設置し、各種健診や健康相談・健康教室を行っている。

### (1) 保健センター施設概要

名 称	住 所	建設年	建物（延床）面積	構 造	備 考
富士保健運動センター	富士町大字古湯 2685 番地 （富士支所内）	平成 21 年 (2009)	193.29 m <sup>2</sup>	鉄筋コン クリート 3 階建（2 階 の一部分）	保健相談室、子育て 支援室、健康増進 室、男女更衣室、シ ャワー室
三瀬保健 セ ン タ ー	三瀬村藤原 3882 番地 6	平成 14 年 (2002)	755.91 m <sup>2</sup>	木造平屋 建	事務室、診察室、調 理実習室、多目的ホ ール、流水浴施設、 会議室、リラクゼー ションルーム
川副保健 セ ン タ ー	川副町大字鹿江 442 番地	昭和 60 年 (1985)	761.31 m <sup>2</sup>	鉄筋コン クリート 2 階建	事務室、診察室、集 団指導室、保健指 導・健康相談室、多 目的室、会議室
東与賀保健 セ ン タ ー	東与賀町大字 下古賀 1193 番 地 （東与賀保健福 祉センター内）	平成 4 年 (1992)	630.00 m <sup>2</sup> (2 階含む) 1,159.49 m <sup>2</sup>	鉄筋コン クリート 2 階建（1 階 部分）	事務室、診察室、歯 科検診室、消毒室、 機能訓練室、集団指 導室、健康相談室、 調理実習室
久保田保健 セ ン タ ー	久保田町大字新 田 3323 番地	平成 12 年 (2000)	740.30 m <sup>2</sup>	鉄骨平屋 建	事務室、資料室、診 察室、検尿室、消毒 室・薬品保管庫、保 健相談室兼指導室、 栄養指導室、多目的 ホール

### (2) 保健センター利用人数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
富士保健運動センター	1,045 人	1,088 人	766 人	912 人
三瀬保健センター	4,763 人	4,284 人	5,565 人	4,999 人
川副保健センター	3,641 人	2,389 人	2,535 人	2,927 人
東与賀保健センター	6,528 人	6,290 人	7,946 人	4,226 人
久保田保健センター	4,869 人	719 人	3,836 人	5,447 人
計	20,846 人	14,770 人	20,648 人	18,511 人



## 8 佐賀勤労者総合福祉センター 3-4

佐賀勤労者総合福祉センター（愛称：メートプラザ佐賀）は、勤労者に教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、平成 2 年 12 月、当時の雇用促進事業団により建設された施設である。

その後、平成 15 年 7 月 31 日に佐賀市に譲渡され、以降は市民の健康増進及び福祉向上を目的に利用されている。

また、平成 18 年 4 月からは「指定管理者制度」を導入しており、現在まで㈱マベックを指定管理者に指定し、施設の管理を行っている。

### (1) 施設の概要

- ① 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号 (Tel 33-0003)
- ② 敷地面積 4,500 m<sup>2</sup>
- ③ 建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ④ 建物総面積 2,203.606 m<sup>2</sup>
- ⑤ 建設費総額 7 億 9,500 万円
- ⑥ 竣工 平成 2 年 12 月 25 日

### (2) 利用案内

- ① 開館時間 午前 9 時～午後 9 時
  - ② 休館日 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
  - ③ 使用申込み 使用日の 6 月前の日の属する月の初日から受付
- ※ 多目的ホールでの体育利用は、使用日の 1 月前からの受付

### (3) 貸室の概要及び使用料

室名	面積	収容人員	利用形態	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
① 教養文化室	93 m <sup>2</sup>	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円
② 視聴覚室	96 m <sup>2</sup>	48 人		1,270 円	1,750 円	1,750 円
③ 研修室	79 m <sup>2</sup>	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円
④ 大会議室	98 m <sup>2</sup>	72 人		2,620 円	3,850 円	3,850 円
⑤ 小会議室	43 m <sup>2</sup>	12 人		1,200 円	1,900 円	1,900 円
⑥ 多目的ホール	493 m <sup>2</sup>	406 人	ホール利用	7,030 円	9,670 円	9,670 円
			体育利用	1,270 円	1,750 円	1,750 円
⑦ 多目的室	80 m <sup>2</sup>	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円

#### (4) 貸室の利用実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
①教養文化室	649	11,387	616	10,898	384	5,598	413	6,305	394	6,690
②視聴覚室	680	17,777	686	18,657	445	8,465	616	12,124	713	15,007
③研修室	705	17,226	675	17,044	439	7,512	534	10,157	605	12,811
④大会議室	662	32,634	692	29,706	470	15,433	566	17,448	654	18,550
⑤小会議室	686	6,295	717	5,839	537	4,031	613	4,670	724	4,773
⑥多目的ホー ル	731	112,931	717	95,380	559	55,539	644	54,185	677	71,116
⑦多目的室	784	18,806	721	16,790	551	9,857	621	11,536	671	12,781
計	4,897	217,056	4,824	194,314	3,385	106,435	4,007	116,425	4,438	141,728

## 9 高齢者の福祉

### (1) 高齢者人口の推移 **3-2**

高齢者人口は平均寿命の伸長、死亡率の低下等により年次を追って増加している。

年 度	人口総数 (人)	高齢者人口区分（65歳以上）（人）					総数に対 する比率 (%)
		65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳 以上	計	
平成30年度	232,629	17,048	14,161	11,945	21,166	64,320	27.65
令和元年度	231,896	16,297	15,259	11,989	21,571	65,116	28.08
令和2年度	230,970	15,834	16,722	11,338	22,086	65,980	28.57
令和3年度	229,433	15,410	17,134	11,297	22,647	66,488	28.98
令和4年度	228,553	14,894	16,811	12,069	22,759	66,533	29.11

(住民基本台帳人口：各年度3月末現在)

### (2) 高齢者の実態 **3-2** (令和3年9月1日現在) ※佐賀市高齢者実態調査による

#### ① 65歳以上人口の内訳

佐賀市の人口
230,970人

※令和3年3月31日現在

うち65歳以上	社会福祉施設・老健 施設等入所者数 (市外の施設も含む)	病院入院者数	在宅高齢者	そ の 他
65,047人	5,293人	1,229人	55,473人	3,052人

#### ② 在宅高齢者の状況

##### ア 世帯構成別

世帯構成	該 当 者 数
一人暮らし	10,380人
高齢者のみ世帯人員	20,548人
家族と同居	24,545人
計	55,473人

(3) 老人クラブ **3-2**

① 老人クラブ数及び会員数

(令和5年3月現在)

年 度	60歳以上人口 (A)	老人クラブ数	会員数 (B)	加入率 (B/A)
令和4年度	80,885人	252	9,309人	11.5%

② 校區別老人クラブ結成状況

(令和5年3月現在)

校 区 名	クラブ数	会員数 (人)	校 区 名	クラブ数	会員数 (人)
勸 興	15	464	蓮 池	4	143
循 誘	5	189	新 栄	7	246
日 新	0	0	若 楠	6	290
赤 松	3	69	開 成	0	0
神 野	5	251	諸 富	22	1,123
西 与 賀	8	318	大 和	8	355
嘉 瀬	17	577	富 士	10	538
巨 勢	7	286	三 瀬	8	344
兵 庫	11	359	中 川 副	13	409
高 木 瀬	8	375	大 詫 間	0	0
北 川 副	6	99	南 川 副	10	290
本 庄	9	291	西 川 副	9	336
鍋 島	14	432	東 与 賀	14	495
金 立	7	299	久 保 田	17	484
久 保 泉	9	247			

(4) 老人福祉センター・老人いこいの家 **3-2**

本市に老人福祉センター・老人いこいの家を設置し、老人の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている。

区 分	老人福祉法第15条5項に基づく老人福祉センター				
	名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積	令和4年度 利用状況	
いきがい館巨勢 (佐賀市巨勢老人福祉センター)	佐賀市	昭和43年5月10日 平成12年12月改築	3,791㎡	250人	人 15,719
佐賀市巨勢町大字高尾83番 地7 (TEL 24-5433)	市社会福 祉協議会	鉄骨造 平家建	800㎡		54

名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収容 人員	令和4年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1日平均 利用数
いきがい館平松 (佐賀市平松老人福祉センター)	市社会福 祉協議会	昭和53年2月13日	3,445 m <sup>2</sup>	160人	人 31,640
佐賀市末広二丁目12番5号 (TEL 22-0441)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	598 m <sup>2</sup>		108
いきがい館開成 (佐賀市開成老人福祉センター)	佐 賀 市	平成6年4月1日	3,665 m <sup>2</sup>	200人	9,417
佐賀市鍋島町大字森田27番 地5 (TEL 32-1730)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	955 m <sup>2</sup>		32
いきがい館大和 (佐賀市大和老人福祉センター)	佐 賀 市	昭和54年3月25日	2,488 m <sup>2</sup>	520人	5,084
佐賀市大和町大字久池井 2970番地 (TEL 62-0461)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 2階建	1,218 m <sup>2</sup>		18
いきがい館久保田 (佐賀市久保田老人福祉センター)	佐 賀 市	昭和56年3月23日	426 m <sup>2</sup> (建築 面積)	155人	2,915
佐賀市久保田町大字新田 3323番地 (TEL 68-4512)	佐 賀 市	鉄骨造 2階建	714 m <sup>2</sup>		10

区 分	老人いこいの家の設置運営について（厚生省社会局長通 知）に基づく老人いこいの家				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収容 人員	令和4年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1日平均 利用数
いきがい館金立 (佐賀市金立いこいの家)	佐賀市	昭和47年5月1日	4,013 m <sup>2</sup>	150 人	人 6,708
佐賀市金立町大字千布2314 番地1 (TEL 98-0540)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	531 m <sup>2</sup>		23

(5) 高齢者福祉事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	高齢者住宅等安心確保経費	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援する	自炊が可能な程度の健康状態であるが身体機能の低下等又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる高齢者
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類の洗濯乾燥消毒を年2回実施する	概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯、又は身体障がい者の方で、寝具の衛生管理が困難な市県民税非課税世帯の方
	日常生活用具等経費	介護保険で給付対象とならない電磁調理器・火災警報器、自動消火器を給付する	概ね65歳以上の心身機能の低下に伴い防災等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等で市県民税非課税世帯の方
	高齢者実態調査事業	高齢者対策の資料とするため、高齢者の世帯状況・身体状況等の実態を調査する	市内在住で65歳以上の方
	安否確認事業	安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問し、利用者の安否を確認し、異常があった場合は関係機関に連絡する	概ね65歳以上の単身、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯で、安否確認が必要な方
	緊急通報システム整備経費	在宅の高齢者世帯等が、佐賀市緊急通報システムを利用することで、緊急時の即応対応を整え、高齢者等の不安を解消し、生活の安全の確保を図る	概ね65歳以上の高齢者のみ世帯又は日中独居の高齢者で身体病弱な者及び身体障がい者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方
	軽度生活援助事業	一人暮らしや高齢者のみ世帯などで生活支援が必要な方に軽易な援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止する	概ね65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯等の方※介護保険の要支援・要介護者は利用できない

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	老人ホーム措置経費	家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方を養護老人ホームに措置する	概ね 65 歳以上で、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難な方
	老人ホーム入所審査経費	養護老人ホーム等への入所措置の適性化を図る	老人ホーム入所審査会開催に要する経費
	生活支援ハウス運営経費	職員が 24 時間常駐し、入居者に対し、日常生活の援助、緊急時の対応、必要なサービス利用手続きの援助等の生活支援を行う	60 歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯及び家族による援助を得ることが困難な方で、高齢等により独立して生活するには不安のある方
	はり・きゅう・マッサージ扶助事業	施術院によるあん摩、はり、きゅう等の施術を受ける 65 歳以上の高齢者に対し、1 回につき 1,000 円、年度内 24 回までを助成する施術券を交付する	65 歳以上の方
	地域包括支援センター運営経費	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うために、地域包括支援センターを直営で運営する	概ね 65 歳以上の方
	成年後見制度利用支援経費	成年後見制度に関する相談支援や広報啓発を行い、成年後見制度の利用に関して、特に必要と認められる方を対象に、後見人等の申立て支援や後見人等に支払う報酬を助成する	65 歳以上の方
	生活・介護支援サポーター養成事業	市民向けに地域づくり、福祉・介護などに関する講座を開催し、地域で高齢者を支える生活・介護支援サポーターを養成する	一般市民
	生活支援体制整備事業	第 1 層協議体（佐賀市介護予防・生活支援推進協議会）を設置、第 2 層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくこ	一般市民

		とができるよう、地域づくりを推進する	
区分	事業名	事業の概要	対象
高齢者の自立生活支援	医療連携相談支援事業	高齢者が、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で最期まで暮らすことができるよう、佐賀市在宅医療・介護連携支援センターの設置や、窓口病院グループ体制の構築、多職種連携研修会の実施等により、佐賀市医師会とともに医療と介護の切れ目のない連携を推進する	医療関係者・介護関係者
	高齢者福祉施設マップ更新事業	介護保険施設や在宅の高齢者施設等の施設情報をいつでも閲覧できるようにするため、佐賀市ホームページに掲載している「高齢者福祉施設マップ」の施設情報を更新する	一般市民
	入院時コミュニケーション支援事業	重度の ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が保険医療機関に入院した場合に、医師、看護師等と円滑な意思疎通が図れるよう支援することを目的として、当該患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者がその入院中に付き添うために必要な費用の一部を補助する	要介護認定を受けている重度の ALS 患者の方で、居宅サービスを利用しており、入院にあたり特別なコミュニケーション技術による支援が必要な方
家族介護への支援	家族介護教室事業	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法等についての教室を開催し、知識や技術を習得していただくことにより、在宅生活の継続・向上を図る	高齢者を介護している家族や援助者
	介護用品支給事業	在宅の寝たきり高齢者等に対して紙おむつ等の介護用品を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援する	在宅で生活する概ね 65 歳以上の要介護 3・4・5 に相当する高齢者で市県民税非課税世帯の方



区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予 防の推 進	生活支援サ ービス事業 (生活支援 員派遣)	社会適応困難な高齢者に日常生活や家事 に対する支援・指導を半年間行う	概ね 65 歳以上の一人 暮らし高齢者等で、日 常生活の援助が必要と 認められる方 ※介護保険の要支援・ 要介護者は利用できな い
	生活支援サ ービス事業 (短期宿 泊)	65 歳以上の人で、社会適応が困難な高 齢者に短期間(年間 60 日上限)の宿泊 で要介護状態への進行を予防し、日常生 活での自立を促す	基本的習慣の欠如等で 社会適応が困難になっ た、概ね 65 歳以上の 方 ※介護保険の要支援・ 要介護者は利用できな い
	高齢者ふれ あいサロン 事業	地域ボランティアの協力のもと、家に閉 じこもりがちな高齢者等に対し、公民館 等で健康増進活動・創作活動・娯楽活動 等を実施し、高齢者の閉じこもりを防止 し、生きがいを支援する	家に閉じこもりがちな 概ね 65 歳以上の高齢 者等
	認知症対策 事業	ア. ものわすれ相談室 ものわすれに関する相談を受け、必要に 応じて、早期に適切な医療や介護保険・ 福祉サービスなどに結びつける	ものわすれが気になる 方やその家族
		イ. 認知症サポーター養成講座 認知症サポーター養成講座を開催し、 一般市民の認知症についての正しい知識 の普及を図る	一般市民・小中学校・ 各種団体・市職員等
		ウ. 認知症地域支援推進員配置事業 医療機関や介護サービス及び地域の支 援機関をつなぐコーディネーターとし ての役割を担う認知症地域支援推進員を配 置し、医療と介護の連携強化及び地域に おける支援体制の構築を図る	認知症の方、または認 知症の疑われる方及び その家族

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予 防の推 進	認知症対策 事業	エ. 認知症初期集中支援チーム事業 専門職からなるチームを配置し、医 療・介護等必要なサービスへつなぐため 包括的・集中的に関わる	40歳以上の認知症の 方、または認知症の疑 われる方及びその家族
		オ. 認知症ケアパス 認知症の人の生活機能障がいの進行状況 に合わせ、「いつ・どこで・どのような 医療・介護サービスを受ければよいの か」の流れを示したパンフレットを相談 対応時に活用する	認知症の方、または認 知症の疑われる方及び その家族
		カ. あんしん見守り事前登録事業 認知症等により行方不明になる恐れがあ る方の情報を市に登録してもらい、警察 署等の関係機関と事前に情報共有してお くことで、行方不明時の早期発見及び保 護につなげる	認知症などが原因で行 方不明になる恐れがあ る高齢者等
	介護予防教 室事業	ア. センター版元気アップ教室 運動機能の維持向上、口腔機能の向 上、栄養改善等の内容を含む複合的なプ ログラムを行い要介護状態となることを 予防する	65歳以上の高齢者 (介護保険の要介護認 定者は除く)
		イ. 地域版元気アップ教室 地域の高齢者に対して、公民館等の身 近な場で、運動機能の維持向上、口腔機 能の向上、栄養改善等の内容を含む複合 的なプログラムを行い、教室終了後は、 自主活動を継続して行い要介護状態とな ることを予防する	教室開催地区在住の 65歳以上の高齢者

		<p>ウ. 街なか元気アップ教室</p> <p>運動機能の維持向上、口腔機能の向上、栄養改善等の内容を含む複合的なプログラムと買物活動を通じた生活機能訓練を複合的に行い要介護状態となることを予防する</p>	<p>65歳以上の高齢者 (介護保険の要介護認定者は除く)</p>
区分	事業名	事業の概要	対象
介護予防の推進	介護予防教室事業	<p>エ. 音楽サロン教室</p> <p>体を動かしながら、発声、歌唱や演奏を行うことで、手足や口腔の筋力維持、閉じこもり予防を図る</p>	65歳以上の高齢者
	介護予防教室事業	<p>オ. 脳いきいき健康塾自主グループ支援</p> <p>脳いきいき健康塾開催後、自主活動を継続中のグループに対し、学習サポーターの配置や運営支援を実施することで、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援する</p>	脳いきいき健康塾終了後、自主化したグループ
		<p>カ. 介護予防支援者養成講座</p> <p>自主活動を継続中のグループの支援者の養成・育成および支援者同士の交流機会を提供し、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援する</p>	介護予防教室終了後に自主化したグループのお世話人等
		<p>キ. 介護予防に資する通いの場支援</p> <p>自主活動を継続中のグループに対し、運動等の技術指導のフォローを実施することで、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援する</p>	にこにこ運動教室、地域版元気アップ教室、転ばん教室終了後、自主化したグループ
介護予防・生活支援サービス事業	<p>ア. 通所型サービスC</p> <p>要支援者又は事業対象者を対象に、専門職等による運動、栄養、口腔について複合的なプログラムを短期間集中して提供することで、生活機能、運動機能等の改善を図る</p>	要支援者、事業対象者	

		イ. 佐賀市住民主体サービス補助金 「通いの場の提供」の通所サービス、 「生活支援」サービス、「移送支援」サ ービスを行う地域住民の団体に助成を行 い活動の継続支援を行う。	
区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予 防の推 進	指定介護予 防支援事業	要支援1・要支援2認定者及び事業対象 者に対し、介護予防支援・介護予防ケア マネジメント業務を実施する	介護保険の要支援1・ 要支援2認定者及び事 業対象者
	高齢者健康 教育事業	高齢者ふれあいサロンや老人クラブなど に出向き、介護予防のための健康教育を 実施する	65歳以上の高齢者
	地域共生ス テーション 開設支援事 業	地域共生ステーション（宅老所・ぬくも いホーム）未整備の小校区において、 当該施設の開設にかかる施設整備費及び 初年度設備費の一部を補助する	地域共生ステーショ ン（宅老所・ぬくも いホーム）未整備の小 校区において、当該施 設の開設を行うNPO 法人等
	データ活用 による介護 予防推進事 業	医療・介護や健診データを活用したデー タ分析により抽出・階層化したフレイル 対象者に対し、状態に応じた戸別訪問 （ハイリスクアプローチ）等を実施する	65歳以上の高齢者
介護保 険事業 の円滑 な推進	佐賀中部広 域連合負担 金	広域的な事務処理の共同化を推進するこ とにより、介護保険制度の安定的かつ効 率的な運用を図る	佐賀中部広域連合規 約により、構成市町 は、均等割1割、人口 割6割、高齢者人口割 3割の負担をする（一 般経費分）
	介護保険関 係経費	介護保険制度に関するシステム運用等の 事務処理を行う	65歳以上の方 40歳～64歳の要介護 認定を受けた方

	社会福祉法人利用者負担減免事業	低所得の介護保険サービス受給者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、軽減した額の一部を助成する	低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人
	高齢者相談事業	高齢者とその家族を対象とした介護保険・高齢者福祉・生活支援サービスの相談窓口を設置し、サービスの充実・強化を図り、高齢者の在宅生活を支援する	概ね 65 歳以上の方
区分	事業名	事業の概要	対象
高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	老人センター各種講座	ア. 巨勢シルバーカレッジ事業 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館巨勢で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		イ. 大和いきがい文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康麻雀、体操、ヨガ等の講座をいきがい館大和で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		ウ. 金立いこいの家文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館金立で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		エ. 平松清風大学運営費補助金 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館平松で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
	高齢者スポーツ大会	高齢者の健康と生きがいを高めるため、毎年開催する	市内在住の 60 歳以上の方
	高齢者趣味の作品展	高齢者の趣味を通して生きがいを高めるため毎年実施する	60 歳以上の方（自作未発表の作品 1 人 1 点）
	敬老行事交付金	校区又は行政区で開催される敬老行事に対し助成する	市内 32 敬老行事開催町区及び老人ホーム 13 施設
	敬老祝金	最高齢者と 88 歳に記念品、100 歳に祝金を支給する	最高齢者 記念品 88 歳 記念品 100 歳 50,000 円

	シルバー人材センター助成事業	高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、会員に就労の場を斡旋するシルバー人材センターに助成を行う	概ね 60 歳以上の方
	高齢者バス優待乗車券購入助成事業	高齢者に対して、市交通局と昭和自動車(株)がそれぞれ発行する高齢者バス優待乗車券の購入費の一部を助成する	市内に住民登録がある 70 歳以上の方
	老人クラブ助成事業	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対し補助金を交付する	60 歳以上の方
区分	事業名	事業の概要	対象
高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	老人クラブ助成事業	ア. 単位老人クラブ補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である単位老人クラブに対し補助金を交付する	老人クラブ会員
		イ. 老人クラブ連合会補助金 老人クラブの組織や活動の充実を図るため、老人クラブ連合会に対し補助金を交付する	老人クラブ連合会
		ウ. 健康づくり事業補助金 高齢者向けのスポーツや体力づくり、文化的活動などを通して高齢者の社会活動への参加意欲を高めるとともに、高齢者自らの健康づくりの増進を図る	老人クラブ会員
		エ. 地域支え合い事業補助金 元気な高齢者が、一人暮らしや病弱な高齢者を訪問し、見守り活動や支援活動を行う友愛活動を実施し、高齢者の孤立を防ぎ、地域の支え合いを推進する。高齢者のネットワークづくり、老人クラブの広報と加入促進活動として、機関紙を発行する。次世代育成支援活動として、地域の小学生と交流を図るとともに、高齢者自身の生きがいづくりを促進する。地域の美化活動を実施し、社会奉仕活動を行うことにより高齢者自身の生きがいづくりを促進する	老人クラブ会員

	オ.若手高齢者組織化・活動支援事業補助金 若手高齢者を対象としたサークル活動・グループ活動の支援として、パソコン教室・花木剪定講習会・ボランティア研修会を実施する	老人クラブ会員
老人福祉センター等運営事業	高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を図る	60歳以上の方

## (6) 介護保険制度 3-2

### ① 運営主体（保険者）

介護保険の運営主体は佐賀中部広域連合であり、その構成自治体は次のとおりである。  
・佐賀市 ・多久市 ・小城市 ・神崎市 ・吉野ヶ里町

### ② 第1号被保険者の状況 （各年度3月末現在 単位：人）

	男	女	計
平成30年度	26,641	37,616	64,257
令和元年度	27,224	38,105	65,329
令和2年度	27,695	38,467	66,171
令和3年度	27,876	38,758	66,634
令和4年度	27,933	38,748	66,681

### ③ 要介護（要支援）認定者の状況 （各年度3月末現在 単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成30年度	2,468	2,451	3,196	1,689	1,612	1,071	793	13,280
令和元年度	2,388	2,436	3,316	1,668	1,614	1,040	785	13,247
令和2年度	2,445	2,613	3,399	1,580	1,644	1,037	753	13,471
令和3年度	2,402	2,548	3,440	1,606	1,603	955	765	13,319
令和4年度	2,425	2,582	3,371	1,613	1,588	926	787	13,292

※認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計

### ④ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、介護保険者である佐賀中部広域連合から委託を受けて設置・運営している。

センターの名称 〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号
佐賀市地域包括支援センター 〔おたっしや本舗佐賀〕	勸興、神野	佐賀市栄町1番1号	40-7284
佐賀市城南地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城南〕	赤松、北川副	佐賀市南佐賀一丁目 13番5号	41-5770
佐賀市昭栄地域包括支援センター 〔おたっしや本舗昭栄〕	日新、嘉瀬、 新栄	佐賀市嘉瀬町大字扇 町2358番地1	41-7500
佐賀市城東地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城東〕	循誘、巨勢、 兵庫	佐賀市兵庫町大字淵 1903番地1	33-5294
佐賀市城西地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城西〕	西与賀、本庄	佐賀市本庄町大字本 庄289番地3	41-8323
佐賀市城北地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城北〕	高木瀬、若楠	佐賀市若楠三丁目1 番11号	20-6539
佐賀市金泉地域包括支援センター 〔おたっしや本舗金泉〕	金立、久保泉	佐賀市金立町大字千 布2991番地1	71-8100
佐賀市鍋島地域包括支援センター 〔おたっしや本舗鍋島〕	鍋島、開成	佐賀市鍋島三丁目3 番20号	97-9040
佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター 〔おたっしや本舗諸富・蓮池〕	蓮池、諸富町	佐賀市諸富町大字為 重529番地5	47-5164
佐賀市大和地域包括支援センター 〔おたっしや本舗大和〕	大和町	佐賀市大和町大字尼 寺1870番地	51-2411
佐賀市富土地域包括支援センター 〔おたっしや本舗富士〕	富士町	佐賀市富士町大字古 湯2685番地	58-2810
佐賀市三瀬地域包括支援センター 〔おたっしや本舗三瀬〕	三瀬村	佐賀市三瀬村藤原 3882番地6	56-2417
佐賀市川副地域包括支援センター 〔おたっしや本舗川副〕	川副町	佐賀市川副町大字鹿 江620番地1	97-9034
佐賀市東与賀地域包括支援センター 〔おたっしや本舗東与賀〕	東与賀町	佐賀市東与賀町大字 下古賀1193番地	45-3238
佐賀市久保田地域包括支援センター 〔おたっしや本舗久保田〕	久保田町	佐賀市久保田町大字 新田3331番地3	51-3993



## 10 障がい者の福祉

### (1) 身体障がい者 3-3

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2種類以上の身体の障がいのある重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

#### ① 身体障害者手帳所持者数（令和5年3月末現在）

種 別 \ 年 度	4 年 度
視 覚 障 が い	642
聴覚・平衡機能障がい	924
音声・言語・そしゃく機能障がい	99
肢 体 不 自 由	5,543
内 部 機 能 障 が い	3,285
計	10,493

※ 未届出の異動者を除く。

#### ② 障がいの等級別内訳（令和5年3月末現在）

種 別 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 が い	245	200	30	43	95	29	642
聴覚・平衡機能障がい	58	158	99	259	5	345	924
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	9	37	49	0	0	99
肢 体 不 自 由	699	854	732	1,436	1,335	487	5,543
内 部 機 能 障 が い	1,844	53	677	711	/	/	3,285
計	2,850	1,274	1,575	2,498	1,435	861	10,493

### (2) 知的障がい者 3-3

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、次のように大別される。

#### ① 最重度（IQ20以下）

日常生活において全面的に介助が必要

#### ② 重 度（IQ21～35）

日常生活においてかなりの介助が必要

③ 中 度（IQ36～50）

日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

④ 軽 度（IQ51～70）

日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能  
知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

○ 療育手帳所持者数 （令和5年3月末現在）

区 分		年 度
		4 年度
療育手帳 A	18 歳未満	140
	18 歳以上	736
	小 計	876
療育手帳 B	18 歳未満	325
	18 歳以上	1,246
	小 計	1,571
計		2,447

(3) 精神障がい者 **3-3**

精神障がい者とは、統合失調症・精神作用物質による急性中毒症、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を持つ人のことをいい、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、手帳に基づいて各種の援護を受けることができる。

また、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人には、その通院医療に係る自立支援医療費を支給する制度がある。

平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年より「障害者総合支援法」とされる。）により、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになっている。

○ 精神障害者保健福祉手帳等所持者数 （令和5年3月末現在）

区 分		年 度
		4 年度
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数		4,749
精神障害者保健福祉手帳所持者数		2,459
	1 級	152
	2 級	1,472
	3 級	835

(4) 障がい者福祉対策

事業名	事業の概要	令和4年度実績
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対し、月額27,300円（令和4年度）を支給する。	給付件数 延べ2,512件
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児に対し、月額14,850円（令和4年度）を支給する。	給付件数 延べ1,684件
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の給付がある場合その額を控除する。）から、月額500円を控除した額を助成する。	助成件数 一般 55,042件 後期高齢者医療 50,568件
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券（年間10,000円）を交付する。	助成件数 2,315件
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。	給付件数 2件
自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等にかかる費用の一部を支給する。	給付件数 腎臓 14,916件 心臓 216件 肢体 164件
介護給付費・訓練等給付費	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスを提供する。	サービス利用者 延べ 41,279人
補装具費支給事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため、必要な用具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。（付表1参照）	支給決定件数 546件

事業名	事業の概要	令和4年度実績
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援する。また、基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援等の業務を総合的に行う。2市1町で実施。	延べ相談件数 11,477件
意思疎通支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁1階総合案内及び障がい福祉課に手話通訳者を配置し、また、一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会に委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	配置人員 2人 (派遣回数) 手話通訳者 267回 要約筆記者 7回
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成及び要約筆記講座を開講する。	(受講者数) 手話 34名 要約筆記 7名
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具の給付を行う。(付表2参照)	給付決定件数 4,864件
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を行う。	利用者数 115人 延べ利用時間数 5,470時間
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	延べ利用者数 5,425人
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。	利用者数 10人
障害者訪問入浴サービス事業	歩行が困難で移送に耐えられない身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。	利用者数 9人 延べ利用回数 621回
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を確保することで、その家族の就労支援及び介護している家族の一時的な負担軽減を図る。	利用者数 46人 延べ利用回数 958回

事業名	事業の概要	令和4年度実績
障がい者スポーツ大会の開催	障がい者の体力維持や社会参加の促進を図るとともに、市民の障がい者に対する理解を深めるため、障がい者のスポーツ大会を開催する。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合、または、就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費の一部（限度額10万円）を助成する。	（助成件数） 自動車運転免許 10件 自動車改造 12件
障害者虐待防止対策支援事業	在宅の障がい者の権利擁護を目的として、24時間・365日対応の相談窓口を設置し、虐待に関する通報・相談に対応し、虐待の予防及び早期発見を図る。また、事案の発生時には、事実確認、立入調査等、必要な措置を講じるとともに虐待をうけた障がい者及び養護者への支援を行う。その他、広報啓発活動を行う。	相談件数 868件 支援した障がい者数 28人
療養介護医療費給付事業	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障がい者が、医療機関から療養介護医療を受けたとき、療養介護医療費を支給する。	延べ利用件数 1,003件
障害児通所支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の障がい児や、小・中・特別支援学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に必要なサービスを提供する。	延べ利用件数（月単位・事業所単位） 19,357件
発達障がい者及び家族支援事業	保護者を対象とした子育て支援プログラムの提供を行う。	子育て支援プログラムの参加者数 9人
障害者就労支援施設等支援事業	農業など福祉以外の業種との連携推進、商品開発や販路拡大、販売ツールの確保などに取り組む就労支援施設等の支援や、市をはじめ行政機関等が物品や役務などを発注する際の施設等との調整を行うため補助金を交付する。	事業の対象となる事業所数 70事業所 受注件数 19件

事業名	事業の概要	令和4年度実績
難聴児補聴器購入費助成事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入に要する費用の一部を助成する。</p> <p>※令和2年度から、片耳難聴児及び人工内耳体外機の更新についても助成対象</p>	補助件数 12件
障がい者等緊急時居室確保事業	<p>介護者の急病等の理由で必要な介護が受けられなくなった在宅の障がい者に対し、常時の緊急受入体制を確保することで、障がい者の地域における生活の安心感を担保する。2市1町で実施</p>	<p>空床確保協力事業所数 8法人9事業所 空床確保 延べ292床</p>
親子教室	<p>発達障がいの疑いのある子どもとその保護者を対象に、遊びを通じた関わりの中で障がいに対する理解を深め、子どもへの適切な関り方等を学ぶ教室を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業 参加家族数 延べ166家族</li> <li>・市主催 参加家族数 延べ14家族</li> </ul>
重度障害者地域生活重点支援事業	<p>医療機関以外の福祉施設（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、重度障害者グループホームほか）で、日中一時支援事業、短期入所事業又はグループホーム事業により、たん吸引等医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）を受け入れた場合に、運営経費を補助する。</p>	補助対象事業所数 6事業所

(付表 1) 補装具の種目

種 目
義肢
装具
座位保持装置
視覚障害者安全つえ
義眼
眼鏡
補聴器
人工内耳用音声信号処理装置 (修理のみ)
車椅子
電動車椅子
歩行器
座位保持椅子
起立保持具
頭部保持具
排便補助具
歩行補助つえ (一本づえ除く)
重度障害者用意思伝達装置

(付表 2) 日常生活用具の種目

種 目		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	
	特殊マット	
	特殊尿器	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす (児のみ)	
	浴槽内昇降機	
	訓練用ベッド	
自立生活支援用具	入浴補助用具	
	便器	
	頭部保護帽	
	歩行補助つえ	
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	
	火災警報機	
	自動消火器	
	電磁調理器	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	
	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー	
	透析液加温器	
	ネブライザー	
在宅療養等支援用具	自家発電機、外部バッテリー	
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	
	視覚障害者用体温計 (音声式)	
	視覚障害者用体重計	
	視覚障害者用血圧計 (音声式)	
	動脈中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
		情報・通信支援用具
		点字ディスプレイ
点字器		
点字タイプライター		
視覚障害者用ポータブルレコーダー		
視覚障害者用活字文書読上げ装置		
視覚障害者用拡大読書器		
暗所視支援眼鏡		
視覚障害者用時計		
聴覚障害者用通信装置		
聴覚障害者用情報受信装置		
人工喉頭		
人工内耳専用電池		
人工内耳用充電電池		
人工内耳用充電器		
点字図書		
排泄管理支援用具	ストーマ装具	
	紙おむつ等	
	収尿器	
住宅改修費	居住生活動作補助用具	
	天井走行型リフト	

# 1 1 その他の福祉 3-1

## (1) 災害救助

### ① 災害救助法にもとづく救助

自然災害が広範囲に及び救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

### ② 災害弔慰金の支給等に関する法律による救済

一定規模以上の自然災害により死亡した者又は重度の障害を受けた者があるときは、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。また、世帯主が1ヵ月以上の傷を負った場合や住家が全壊、又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付申請を受け付ける。（対象となる自然災害の規模は、弔慰金・見舞金と貸付金では異なる。）

### ③ 小災害罹災者に対する見舞金及び見舞品の支給

火災又は洪水等で、その程度が災害救助法を適用するに至らない災害の場合には、被害の程度により罹災者の自立更正を助けるために見舞金・見舞品・弔慰金を支給する。

#### ○ 見舞金・見舞品・弔慰金支給基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
見 舞 金	全壊・全焼・全流失等	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	5人世帯の金額に1人増すごとに10,000円を加える。
	半壊・半焼・半流失等	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	5人世帯の金額に1人増すごとに5,000円を加える。
見 舞 品	毛 布	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚	5人世帯の枚数に1人増すごとに1枚加える。
	〔全壊・全焼・全流失等のみ〕洗面セット	1箱	1箱	2箱	2箱	3箱	3箱
弔慰金		死亡した者1人につき150,000円					



## ○ 罹災状況

(単位：世帯数)

種 類 \ 年 度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
全壊・全焼・全 流失	14	2	11	5	9	4
半壊・半焼・半 流失	2	2	3	0	1	1

## (2) 避難行動要支援者支援対策事業

災害時に自力での避難が困難であり支援を必要とする高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」について、佐賀市と地域で情報を共有することで、平常時の見守りや避難支援の体制づくりを目指す。

具体的には、対象者要件を満たす全員について避難行動要支援者名簿（全体名簿）を作成し、その名簿に記載されている者に対して、地域への情報提供について同意確認を行う。その後、同意者を集約した同意方式名簿を作成し、民生委員・児童委員や自治会などの避難支援等関係者に提供する。

この名簿をもとに、平常時からの見守り活動や災害時の安否確認・避難支援等を行うことで、「地域力」を活かした見守りや避難支援の体制づくりを推進する。

## ① 対象者

主として高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、生活の基盤が自宅にあり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する以下の要件に該当する者をいう。

イ 要介護認定を受けている者（要支援 1～2、要介護 1～5）

ロ 身体障がい者（身体障害者手帳〔肢体（下肢・体幹）・視覚 1～3 級、聴覚 2～3 級〕のいずれかを所持）

ハ 知的障がい者（療育手帳 A を所持）

ニ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1～2 級をもつ単身世帯者）

ホ 難病・発達障がい者で支援が必要な者

ヘ 病気やケガなどにより支援が必要な者

ト 市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者（旧災害時要援護者を含む）

## ② 登録者数一覧

## ■ 避難行動要支援者名簿登録数一覧（各年度 2 月末現在）

年度	避難行動要支援者	同意者	避難支援員	避難支援員確保率
H30	11,652	3,608	1,410	39.0%
R1	12,304	3,494	1,364	39.0%
R2	12,603	2,925	1,275	43.5%

R3	13,078	2,715	1,183	43.5%
R4	12,261	2,383	1,037	43.5%

③ 福祉避難所・福祉避難施設

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児など、公民館等の指定避難所での生活が困難な方などに対し、必要に応じて開設する。

○福祉避難所（15ヶ所）

施設名	所在地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目12番5号	0952-22-0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾83番地7	0952-24-5433
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田27番地5	0952-32-1730
金立いこいの家	金立町大字千布2314番地1	0952-98-0540
諸富町公民館	諸富町大字諸富津7番地	0952-47-4995
諸富文化体育館	諸富町大字諸富津52番地	0952-47-7977
春日公民館	大和町大字尼寺1875番地	0952-62-3151
大和老人福祉センター	大和町大字久池井2970番地	0952-62-0461
富士公民館	富士町大字古湯2624番地	0952-58-2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大字大野1060番地12	0952-57-2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原3882番地6	0952-56-2200
川副保健センター	川副町大字鹿江442番地	0952-40-7280
東与賀保健福祉センター	東与賀町大字下古賀1193番地	0952-40-7280
久保田老人福祉センター	久保田町大字新田3323番地	0952-40-7253
久保田農村高齢者交流施設		

○福祉避難施設（32ヶ所）

【介護老人福祉施設（12ヶ所）】

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 扇寿荘	嘉瀬町大字中原2585番地	0952-28-6166
特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	高木瀬町大字東高木1170番地	0952-30-1165
特別養護老人ホーム つぼみ荘	北川副町大字光法1480番地2	0952-25-2803
特別養護老人ホーム 春庵	鍋島町大字蛸久1313番地	0952-31-0711
特別養護老人ホーム 桂寿苑	久保泉町大字川久保1986番地	0952-98-3521

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 福壽園	諸富町大字諸富津 209 番地 3	0952-47-5091
特別養護老人ホーム シオンの園	大和町大字久留間 3865 番地 1	0952-62-5566
特別養護老人ホーム ロザリオの園	大和町大字久池井 1386 番地 2	0952-62-0303
特別養護老人ホーム なごみ荘	富士町大字小副川 562 番地	0952-64-2314
特別養護老人ホーム シルバーケア三瀬	三瀬村三瀬 38 番地 1	0952-56-2947
特別養護老人ホーム けやき荘	川副町大字福富 866 番地 1	0952-45-5193
特別養護老人ホーム 南鷗荘	久保田町大字久富 3459 番地 2	0952-68-2136

【地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ所）】

施設名	所在地	電話番号
きんりゅうケアセンター 桂寿苑	金立町大字千布 4088 番地 1	0952-71-8055

【介護老人保健施設（11ヶ所）】

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 エバーグリーン	嘉瀬町大字中原 1965 番地 1	0952-22-2300
独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設	兵庫南三丁目 8 番 1 号	0952-22-3121
介護老人保健施設 みどりの園	兵庫町大字淵 1912 番地 1	0952-33-9977
介護老人保健施設 きりん	金立町大字薬師丸 1274 番地 1	0952-98-0120
介護老人保健施設 ライフエイド	久保泉町大字川久保 5403 番 地	0952-98-3377
介護老人保健施設 徐福の里	諸富町大字大堂 1049 番地 4	0952-34-8880
介護老人保健施設 白壽園	諸富町大字諸富津 220 番地	0952-47-5115
介護老人保健施設 しょうぶ苑	大和町大字尼寺 3227 番地 1	0952-62-6511
介護老人保健施設 メイプルハウス	川副町大字早津江 265 番地	0952-45-8161
介護老人保健施設 レストピア	東与賀町大字下古賀 1349 番 地	0952-45-8181
介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	久保田町大字新田 3679 番地	0952-68-4070

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（1ヶ所）】

施設名	所在地	電話番号
-----	-----	------

グループホーム愛らんど	蓮池町小松 843 番地 2	0952-97-1318
-------------	----------------	--------------

【障がい者福祉施設（7ヶ所）】

施設名	所在地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16 番 39 号	0952-29-5284
佐賀整肢学園 こども発達医療センター	金立町大字金立 2215 番地 27	0952-98-2211
佐賀整肢学園 オークス	金立町大字金立 168 番地 1	0952-98-3770
障害者支援施設 はがくれ学園	久保泉町大字川久保 4466 番地 1	0952-98-2575
いとし子の家	大和町大字久池井 1407 番地 11	0952-62-1611
富士学園	富士町大字内野 209 番地 8	0952-63-0107
めぐみ園	東与賀町大字飯盛 1584 番地	0952-34-7722

(3) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

① 戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア 恩給法・・・普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ 援護法・・・弔慰金・遺族年金・給与金・障害年金

ウ 特別法・・・戦没者等の妻に対する特別給付金・戦傷病者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の受給関係の受付事務

○ 受付事務等の処理状況

（単位：件）

区 別		年 度						
		28	29	30	R1	R2	R3	R4
特 別 弔 慰 金		121	160	7	0	1815	69	129
特 別 給 付 金 （戦没者等の妻）		6	2	0	0	0	0	1
〃 （戦傷病者等の妻）		23	0	0	0	0	6	0
〃 （戦没者の父母等）		0	0	0	0	0	0	0
特 別 給 付 金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	〃 買上	0	0	0	0	0	0	0
特 別 弔 慰 金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0

	買上	6	0	0	0	0	1	0
--	----	---	---	---	---	---	---	---

② 戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の助成を行っている。

**(4) 社会福祉法人の監査等**

主たる事務所が佐賀市内にあり、佐賀市内のみでその事業を実施する社会福祉法人について、所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受理や、法人運営及び会計経理などに対する助言、改善指導を行う。

○ 対象となる法人数（62法人：令和5年4月1日現在）

該当施設・団体	法人数
障がい者福祉施設関係	15
老人福祉施設関係	12
保育所・認定こども園関係	33
児童養護施設	1
社会福祉協議会	1

**(5) 多機関協働事業**

多分野・多職種にわたる支援関係機関等の連携体制を構築するとともに、地域に必要な社会資源を創出することで、複合的な課題を抱える世帯への包括的相談支援を行う。

① 支援の対象者

次のいずれかに該当する人（世帯）

- ・世帯の中に、福祉の悩みや問題を抱える人が複数人いる。
- ・複数の福祉の問題や悩みを抱えている。
- ・既存の福祉サービスの活用が困難な悩みや問題を抱えている。

② 事業内容

相談支援包括化推進員を配置し、下記の取組を実施する。

- ・相談者等に対する相談の受け止め・支援の調整
- ・相談支援包括化ネットワークの構築
- ・重層的支援会議の開催
- ・自主財源確保のための取組の推進
- ・新たな社会資源の創出
- ・相談支援業務の向上に必要な事業（研修等）

③ 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

④ 相談窓口

<福祉まるごと相談窓口>

- ・本庁舎 1階 14番窓口
- ・電話 0952-40-7247

＜社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 地域支援課＞

- ・佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）3階
- ・電話 0952-32-6670

#### (6) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制を構築することを支援するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、支援を届ける人との信頼関係の構築やつながりの形成に力点を置きつつ、支援活動を実施する。

##### ① CSWの活動内容

- ・支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
- ・事前調整
- ・関係性構築に向けた支援
- ・家庭訪問及び同行支援

##### ② 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

#### (7) 参加支援事業

地域の社会資源等とマッチングを行いながら、個別性の高い支援メニューをつくり、社会とのつながりづくりに向けて、多様な社会参加の実現を目指す事業を行う。

##### ① CSWの活動内容

- ・相談受付
- ・プラン作成
- ・支援の実施
- ・終結

##### ② 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

## 1 2 民生委員・児童委員 3-1

### (1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の歴史の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

- ① 岡山県で「済生顧問制度」が創設（大正 6 年）
- ② 大阪府で「方面委員制度」が創設（大正 7 年）
- ③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設（大正 13 年）  
佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
- ④ 全国で「方面委員制度」が創設（昭和 3 年頃）  
済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
- ⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立（昭和 11 年）  
国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
- ⑥ 方面委員から民生委員に名称変更（昭和 21 年）  
民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等広く地域住民を対象とした。
- ⑦ 児童福祉法の制定（昭和 22 年 12 月 2 日）  
児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員を兼任することとなった。
- ⑧ 民生委員法の制定（昭和 23 年 7 月 29 日）  
民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
- ⑨ 主任児童委員制度の創設（平成 6 年 1 月 1 日）  
児童を取り巻く社会環境変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

### (2) 任務・定数・任期・身分

- ① 任務（民生委員法第 1 条）  
民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。
- ② 定数（民生委員法第 4 条）  
民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。  
条例を制定する場合には、都道府県知事があらかじめ市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞くものとする。
- ③ 任期（民生委員法第 10 条）  
民生委員の任期は、3 年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
- ④ 身分（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）  
「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当するが、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

### (3) 職務内容

- ① 民生委員の職務内容（民生委員法第 14 条）

- ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- イ 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ウ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- エ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- オ 福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
- カ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

- ア 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- イ 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ウ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- エ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- オ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
- カ その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

③ 主任児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

- ア 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
- イ 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

**(4) 民生委員・児童委員の定数（令和 5 年 4 月 1 日現在）**

545 人（うち主任児童委員定数 54 人）

**(5) 地区協議会別民生委員・児童委員の実数**（令和 5 年 4 月 1 日現在 単位：人）

地区名	民生委員・児童委員数	内 訳		地区名	民生委員・児童委員数	内 訳	
		男	女			男	女
勸 興	16 (2)	3	13	久保泉	10 (2)	5	5
循 誘	25 (2)	10	15	蓮 池	7 (2)	3	4
日 新	25 (2)	5	20	新 栄	13 (2)	6	7
赤 松	18 (2)	4	14	若 楠	16 (1)	7	9
神 野	24 (2)	6	18	開 成	18 (2)	8	10
西与賀	14 (2)	5	9	諸 富	24 (2)	13	11
嘉 瀬	10 (2)	5	5	大 和	51 (3)	23	28
巨 勢	11 (2)	2	9	富 士	27 (2)	12	15
兵 庫	22 (2)	13	9	三 瀬	10 (2)	6	4
高木瀬	28 (2)	9	19	川 副	47 (3)	34	13
北川副	25 (2)	11	14	東与賀	20 (2)	8	12
本 庄	23 (2)	13	10	久保田	18 (2)	8	10
鍋 島	16 (2)	8	8	合 計	528 (53)	230	298
金 立	10 (2)	3	7				

※（ ）は、うち主任児童委員数（民生委員・児童委員数に含む。）



## (6) 経験年数調 (令和5年4月1日現在)

(単位:人)

3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
267	110	96	47	7	1

## (7) 活動状況 (令和4年度)

項 目		年間総数	年間1人あたり総数	
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在宅福祉	818件	1.5件
		介護保険	438件	0.8件
		健康・保健医療	1,905件	3.5件
		子育て・母子保健	358件	0.7件
		子どもの地域生活	2,054件	3.8件
		子どもの教育・学校生活	588件	1.1件
		生活費	199件	0.4件
		年金・保険	58件	0.1件
		仕 事	103件	0.2件
		家族関係	384件	0.7件
		住 居	277件	0.5件
		生活環境	985件	1.8件
		日常的な支援	6,342件	11.6件
		その他	5,580件	10.2件
		計	20,089件	36.9件
	(分 野 別)	高齢者に関すること	13,348件	24.5件
障がい者に関すること		656件	1.2件	
子どもに関すること		3,364件	6.2件	
その他		2,721件	5.0件	
計		20,089件	36.9件	
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	5,593件	10.3件	
	行事・事業・会議への参加協力	12,181件	22.4件	
	地域福祉活動・自主活動	32,619件	59.9件	
	民児協運営・研修	17,345件	31.8件	
	証明事務	482件	0.9件	
	要保護児童の発見の通告・仲介	93件	0.2件	
	計	68,313件	125.3件	
訪 問 回 数	訪問・連絡活動	114,962回	210.9回	
	その他	49,209回	90.3回	
連 絡 調 整 回 数	委員相互	20,897回	38.3回	
	その他の関係機関	14,524回	26.7回	
活 動 日 数		84,057日	154.2日	

※年間1人あたりの取扱件数は、民生委員・児童委員定数(545人)で除して算出

### 1 3 生活保護 3-5

昭和 60 年度から減少を続けてきた佐賀市の被保護世帯数は、バブル崩壊後の長引く不況等経済雇用情勢の悪化により平成 10 年度から増加傾向にある。とりわけ、平成 20 年秋のリーマンショックの影響による急激な景気の悪化により、生活保護の申請が急増し、被保護世帯数は増え続けてきた。

このような状況の中、保護の実施体制の整備充実、他法他施策の活用及び関係機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っている。

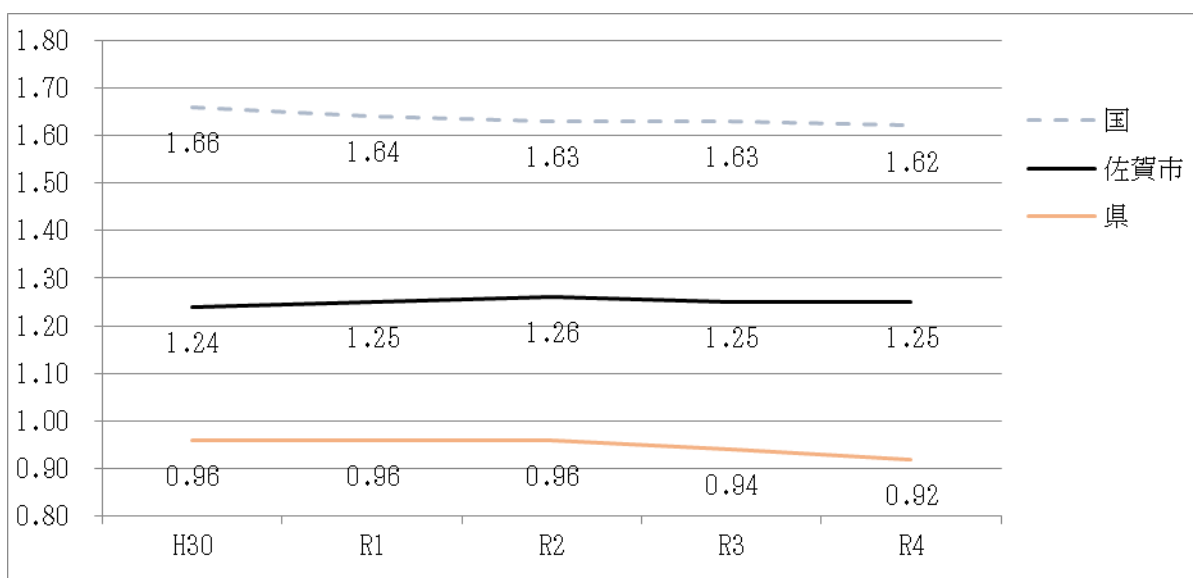
#### (1) 被保護世帯・人員の推移（年度平均値）

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率(%) (人口100人当たり)		
					本市	県	国
H30	2,430	100	2,903	100	1.24	0.96	1.66
R1	2,474	102	2,927	101	1.25	0.96	1.64
R2	2,507	103	2,939	101	1.26	0.96	1.63
R3	2,494	103	2,895	100	1.25	0.94	1.63
R4	2,484	102	2,876	99	1.25	0.92	1.62

$$\text{※ 指 数} = \frac{\text{各年度}}{\text{H30 年度}} \times 100$$

$$\text{保護率} = \frac{\text{被保護者数}}{\text{推 計 人 口}} \times 100$$

(図 1) 保護率の推移（年度平均値）（人口 100 人当たりの比率）



## (2) 扶助費の年度別比較

(世帯・人員)

(年度別月平均)

区分 (月平均)	H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
保護世帯数及び 保護人員数	2,427	2,934	2,430	2,903	2,474	2,927	2,507	2,939	2,494	2,895	2,484	2,876
生活扶助	2,210	2,682	2,206	2,650	2,235	2,663	2,237	2,649	2,219	2,603	2,214	2,585
住宅扶助	1,707	2,144	1,757	2,173	1,760	2,152	1,650	2,020	1,662	2,020	1,645	2,002
教育扶助	77	110	69	103	69	104	69	102	60	88	61	93
介護扶助	671	683	695	710	738	751	786	795	795	804	804	815
医療扶助	2,337	2,784	2,356	2,783	2,403	2,824	2,437	2,836	2,422	2,792	2,406	2,760
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生業扶助	44	49	44	50	39	43	32	34	28	29	23	24
葬祭扶助	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7

(扶助費)

(単位：千円、%)

扶助別 区分	H30		R1		R2		R3		R4	
	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比
生活扶助	1,397,702	27.08	1,374,321	26.21	1,349,223	25.42	1,312,782	25.28	1,303,300	25.41
住宅扶助	632,844	12.26	640,028	12.20	649,227	12.23	649,198	12.50	655,765	12.79
教育扶助	12,217	0.24	9,334	0.18	9,129	0.17	8,170	0.16	8,422	0.16
介護扶助	167,769	3.25	183,780	3.50	188,915	3.56	197,088	3.79	194,920	3.80
医療扶助	2,792,663	54.11	2,898,773	55.28	2,979,942	56.14	2,898,976	55.82	2,847,331	55.51
出産扶助	195		0		0		0		14	
生業扶助	8,037	0.32	5,929	0.25	4,454	0.23	3,823	0.24	3,271	0.24
葬祭扶助	7,661		7,072		7,859		8,623		9,078	
施設事務費	140,199	2.72	123,340	2.35	118,048	2.22	112,858	2.17	105,945	2.07
就労自立給付金	621	0.01	1,062	0.02	793	0.02	859	0.02	593	0.01
進学準備給付金	900	0.01	500	0.01	600	0.01	900	0.02	400	0.01
計	5,160,808	100.00	5,244,139	100.00	5,308,190	100.00	5,193,277	100.00	5,129,039	100.00

**(3) 世帯類型別被保護世帯数（令和5年4月分）**

（単位：世帯数、％）

区分	世帯数	比率
高齢者世帯	1,485	60.1
母子世帯	64	2.6
障がい者世帯	259	10.5
傷病世帯	381	15.4
その他	282	11.4
計	2,471	100.0

**(4) 労働力類型別の保護世帯の状況（令和5年4月分）**

（単位：世帯数、％）

世帯類型 労働力類型	現に保護を受けた世帯（月中）						計	構成比	
	高齢者	母子	障がい者	傷病	その他	医療扶助 単給(再掲)			
世帯主が働いている	常用勤労者	24	23	53	51	66	0	217	11.4
	日雇労働者	4	4	12	11	17	0	48	
	内職者	1	0	1	1	1	0	4	
	その他	6	0	3	3	2	0	14	
世帯員が働いている	2	4	1	4	23	0	34	1.4	
働いているものがない	1,448	33	189	311	173	10	2,154	87.2	
計	1,485	64	259	381	282	10	2,471	100.0	

## 1 4 福祉・就労支援と生活困窮者自立支援 3-5

### (1) 福祉・就労支援事業

平成 24 年 8 月 1 日から佐賀市と厚生労働省佐賀労働局（ハローワーク佐賀）が共同で本庁 1 階窓口にて「佐賀市福祉・就労支援コーナー（愛称：えびすワークさがし）」を開設し、自立が見込める生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の福祉サービスが必要な方の就労による経済的、社会的自立を支援している。

#### ①令和 4 年度実績

○えびすワークさがし相談件数 (件)

新規相談件数		再相談件数		合計	
	支援対象者		支援対象者		支援対象者
549	231	1,667	1,051	2,216	1,282

※支援対象者＝生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等

○支援対象者の就職者数 (人)

生活保護受給者		児童扶養手当受給者		住居確保給付金受給者		生活保護相談段階の者		合計	
	HW		HW		HW		HW		HW
106	63	130	79	9	5	0	0	245	147

※HW＝ハローワーク佐賀の職業紹介による就職者数（内数）

### (2) 生活自立支援センター事業

生活困窮者等が経済的、社会的に早期に自立することを支援するため、平成 25 年 10 月 25 日に「佐賀市生活自立支援センター」を開設し、本人の状態に応じた包括的な自立相談支援事業、就労促進のための就労準備支援事業、貧困の連鎖の防止を図るための子どもの学習・生活支援事業等を実施している。

#### ①佐賀市生活自立支援センターの概要

所在地 佐賀市白山二丁目 2 番 7 号 KITAJIMA ビル 1 階  
 開設時間 午前 10 時～午後 6 時（土日、祝日、年末年始は閉館）  
 委託先 特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス

#### ②支援実績 (人)

区分		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
新規相談者数		360	458	726	581	609
支援プランを作成し、支援をした者		199	223	488	559	395
内訳	就労準備支援	8	21	20	21	21
	学習・生活支援	65	62	46	24	74
	自立相談支援	126	140	422	514	300

※支援プランを作成し、支援をした者には、本人同意がない体験中の者を含む。

③就職、進学等の実績

(人)

区 分		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
就 労 等 を 開 始 し た 者	就職者	57	77	91	57	82
	福祉的就労参加者	2	2	0	1	6
	公共職業訓練受講者	0	0	0	0	2
	合 計	59	79	91	58	90
進 学 等 を し た 者	高等学校進学者	18	16	12	7	14
	高等学校卒業程度認定 試験合格者	0	2	2	0	0
	大学等進学者	2	1	3	1	6
	合 計	20	19	17	8	20

(3)家計改善支援事業

家計の課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして家計改善の意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的助言・指導等を行っている。

①佐賀市家計見直し相談室の概要

所在地 佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル2階  
 開設時間 午前9時～午後6時（土日、年末年始は閉所）  
 委託先 グリーンコープ生活協同組合さか

②支援実績

(人)

年度	区分	被保護者	生活困窮者	合計
令和2年度	新規相談者	13	411	424
	支援対象者	16	447	463
	支援終了者	16	311	327
令和3年度	新規相談者	14	381	395
	支援対象者	14	517	531
	支援終了者	14	493	507
令和4年度	新規相談者	15	163	178
	支援対象者	15	187	202
	支援終了者	13	129	142

(4)生活困窮者住居確保給付事業

住居確保就労支援員を配置し、離職、廃業から2年以内、もしくは休業等により収入が減少した者であって、就労能力と就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は失うおそれのある者を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、就職支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。

①支給額

生活保護の住宅扶助額に準拠した額（上限の例）

（単身世帯：30,300円、2人世帯：36,000円）

②支給期間

原則として3か月間とする。ただし、一定の条件を満たす場合には、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。（最大9か月）

（人）

年度	相談者数	支給者数	実就職者	延べ就職者数
平成30年度	38	14	13	14
令和元年度	37	11	7	7
令和2年度	198	61	4	4
令和3年度	127	8	2	2
令和4年度	134	9	5	6

## 1 5 国民健康保険

### (1) 国民健康保険事業のあゆみ 3-4

昭和 20 年 7 月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
昭和 24 年 1 月	市公営（任意実施・強制加入制）
昭和 32 年 4 月	市全域国保実施事業内容完全統一（5 割給付）
昭和 36 年 10 月	世帯主の結核・精神病の 7 割給付
昭和 38 年 10 月	世帯主の 7 割給付実施
昭和 42 年 1 月	世帯員の 7 割給付実施
昭和 47 年 4 月	賦課事務を電算に委託
昭和 48 年 1 月	老人医療費支給制度実施、70 歳以上医療費無料化
昭和 49 年 4 月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額 30,000 円）
昭和 53 年 4 月	高額療養費委任払方式の実施
昭和 58 年 2 月	老人保健法施行
昭和 59 年 10 月	退職者医療制度の創設
平成 5 年 3 月	改正国民健康保険法 国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
平成 6 年 6 月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
平成 7 年 4 月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
平成 9 年 9 月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
平成 10 年 6 月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
平成 11 年 7 月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滞納者対策の強化（被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
平成 13 年 6 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率 1 割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設



平成 14 年 10 月	健康保険法等一部改正 一部負担金の見直し(3 歳未満：2 割、3 歳以上 69 歳以下：3 割、70 歳以上：1 割又は 2 割)、老人医療受給対象年齢の引き上げ(5 年間で 70 歳から 75 歳に段階的に引き上げ)
平成 15 年 4 月	一部負担金の見直し(退職被保険者等：3 割) 保険者支援制度の創設 高額医療費共同事業の拡充・制度化 保険税の所得割算定方法の見直し
平成 16 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 17 年 10 月	佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し新佐賀市となる市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
平成 18 年 10 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する 70 歳未満上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し(70 歳以上現役並み所得者：3 割)、70 歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設 出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制度の導入
平成 19 年 4 月	健康保険法等一部改正 70 歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
平成 20 年 4 月	健康保険法等一部改正 65 歳以上を対象とした保険税の年金からの特別徴収の開始 70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の見直し(1 割→2 割) ※ ただし、指定公費負担制度が創設され 1 割負担に据え置き(以後毎年 1 年ずつ延長) 乳幼児の患者負担軽減(2 割)措置の拡大(3 歳未満→義務教育就学前) 老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け 高額介護合算療養費の施行 後期高齢者(75 歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設 前期高齢者(65 歳～74 歳)の医療費に係る財政調整制度の創設
平成 21 年 1 月	出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設 75 歳到達月の一部負担金の自己負担額を 1/2 とする措置
平成 21 年 2 月	国民健康保険法の一部改正 資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保険者証の交付
平成 21 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の運用延期(1 割→2 割→1 割) 指定公費負担制度の運用を 1 年延期
平成 21 年 8 月	高額医療高額介護合算制度(施行 平成 20 年 4 月)の本格運用開始
平成 21 年 10 月	出産育児一時金支給額の引き上げ(380,000 円から 420,000 円に)

ただし、産科医療補償制度の対象医療機関以外での出産の場合は、390,000円

	出産育児一時金の直接支払制度の創設
	佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止
平成 22 年 4 月	資格証明書交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者へ短期被保険者証の交付（有効期間 6 箇月）
	非自発的失業者に対する保険税軽減措置
	被保険者証様式の変更（二つ折タイプへ拡大）
平成 22 年 7 月	「被保険者証」「高齢受給者証」「特定健診受診券」の一体化
	短期証交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者への有効期間 6 箇月以上の短期被保険者証の交付
平成 24 年 4 月	限度額適用認定証の外来・調剤・訪問看護への使用範囲拡大
平成 25 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 26 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担（2 割）運用開始
平成 27 年 1 月	高額療養費にかかる所得区分の見直し（3 区分⇒5 区分）
	産科医療補償制度掛金の引き下げ（30,000 円⇒16,000 円）及び出産育児一時金の引き上げ（390,000 円⇒404,000 円）
平成 28 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 29 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の上限額の見直し（年間上限額の設定等）
平成 30 年 4 月	財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変更
	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 30 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の所得区分の見直し（現役並み所得者を細分化、1 区分⇒3 区分）及び一般区分の外来限度額の引き上げ（14,000 円⇒18,000 円）
令和 2 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
令和 3 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
令和 4 年 1 月	産科医療補償制度掛金の引き下げ（16,000 円⇒12,000 円）及び出産育児一時金の引き上げ（404,000 円⇒408,000 円）
令和 4 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
	未就学児に対する保険税軽減措置
令和 5 年 4 月	国民健康保険税の税額改定
	出産育児一時金の引き上げ（408,000 円⇒488,000 円）

(2) 加入状況（一般・退職） 3-4 R4 年度実績 （単位：世帯・人・%）

年度	世帯			人口			家族構成	
	全市[A]	国保[B]	加入率	全市[C]	国保[D]	加入率	全市[C/A]	国保[D/B]
4	[103,284]	[27,402]	[26.53]	[228,553]	[42,925]	[18.78]	[2.21]	[1.57]
	103,191	28,034	27.17	229,462	44,228	19.28	2.22	1.58

※ 年度年間平均（R4年4月～R5年3月）の数[ ]内の数値はR5年3月31日現在の数

(3) 保険給付の状況 **3-4**

① 療養諸費の状況（一般+退職）（単位：件・円）

年度	種別	件数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
4	療養の給付	886,669	21,512,916,751	24,263	484,765
	療養費	21,314	161,820,704	7,592	3,646

※ 令和4年度事業年報による。

② 療養の給付〔診療費〕（一般+退職）

年度	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件当たり 日数 (日)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 受診件数 (件)	1人当たり 費用額 (円)
4	548,151	1,141,466	17,101,108,056	2.08	31,198	12.35	385,351

※ 令和4年度事業年報による。

③ 高額療養費（単位：件・円）

年度	区分	一般	退職者	計
4	件数	42,433	0	42,433
	高額療養費	2,421,412,221	△510	2,421,411,711

※ 令和4年度事業年報による。

④ 鍼灸施設利用費助成

対象者 65歳未満の被保険者

助成額 施術1回につき1,000円

ただし、被保険者一人につき1日1回、1年度中24回まで

○ 鍼灸施設利用状況

利用証 交付人数 (A)	施術回数 (B)	市負担金交付額 (決算額) (C)	利用証交付率 (A) / 65歳未満 の平均被保険者 数	1人当たり 利用回数 (B) / (A)
237人	1,079回	1,079,000円	0.97%	4.55回

※ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの実績

(4) 保険財政（4年度） 3-4

## ○ 歳入

科 目	予算総額 (円)	調 定 額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損 額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対 予算	対 調定
国民健康 保 險 税	5,042,676,000	5,726,667,701	5,060,962,774	53,872,089	611,832,838	100.36	88.38
一部負担金	4,000	0	0	0	0	0.00	0.00
使用料及び 手 数 料	3,026,000	2,709,750	2,709,750	0	0	89.55	100.00
県 支 出 金	19,384,517,000	18,924,141,846	18,924,141,846	0	0	97.63	100.00
財 産 収 入	94,000	93,278	93,278	0	0	99.23	100.00
繰 入 金	2,162,189,000	2,144,212,127	2,144,212,127	0	0	99.17	100.00
繰 越 金	311,518,000	311,518,286	311,518,286	0	0	100.00	100.00
諸 収 入	49,723,000	51,399,537	45,419,454	1,185,551	4,794,532	91.34	88.37
国庫支出金	0	4,000	4,000	0	0	0.00	100.00
計	26,953,747,000	27,160,746,525	26,489,061,515	55,057,640	616,627,370	98.28	97.53

※ 収入済額には、還付未済額 2,886,900 円を含む。

## ○ 歳出

科 目	予算総額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
総 務 費	474,030,000	457,775,223	16,254,777	96.57
保 險 給 付 費	18,972,437,000	18,497,385,379	475,051,621	97.50
国民健康保険事業費納付金	6,852,333,000	6,852,331,352	1,648	100.00
共 同 事 業 拠 出 金	5,000	587	4,413	11.74
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.00
保 健 事 業 費	173,057,000	130,491,192	42,565,808	75.40
基 金 積 立 金	191,611,000	191,610,278	722	100.00
公 債 費	220,001,000	220,000,000	1,000	100.00
諸 支 出 金	59,669,000	54,184,567	5,484,433	90.81
予 備 費	10,603,000	0	10,603,000	0.00
計	26,953,747,000	26,403,778,578	549,968,422	97.96

(5) 国民健康保険特別会計決算 **3-4** (単位:千円)

区 分 \ 年 度	令和4年度
歳入総額A	26,489,062
歳出総額B	26,403,779
歳入歳出差引額C (A-B)	85,283
基金繰入金D	103,677
繰越金E	311,518
国庫負担金等精算額F	11,663
単年度経常収支G (C-D-E+F)	△318,249

(6) 保険税 **3-4**

賦課の概要 (令和5年4月1日現在)

- ① 賦課期日 4月1日
  - ② 賦課方法 3方式
  - ③ 保険税額の計算 所得割額+均等割額+平等割額=保険税額(年額)
  - ④ 賦課限度額 医療分65万円、後期高齢者支援金分22万円、介護分17万円
  - ⑤ 地方税法第703条の5の規定による国民健康保険税の減額内容  
前年中の減税対象所得が以下の金額を超えない場合、均等割額並びに平等割額をそれぞれ減額する。  
ア 7割相当額の減額: 43万円 + (給与・公的年金所得者の数-1) × 10万円  
イ 5割相当額の減額: 43万円 + (29万円×世帯の被保険者数)  
+ (給与・公的年金所得者の数-1) × 10万円  
ウ 2割相当額の減額: 43万円 + (53.5万円×世帯の被保険者数)  
+ (給与・公的年金所得者の数-1) × 10万円
- ※減額対象所得は擬制世帯主(国保の被保険者でない世帯主)を含む。
- ⑥ 令和4年度から未就学児の均等割額について、半額を減額する。

区 分 \ 年 度		令和4年度	令和5年度
医療分	所得割額(%)	9.6	9.6
	均等割額(円)	25,500	25,500
	平等割額(円)	31,600	31,600
後期高齢者 支援金分	所得割額(%)	2.9	2.9
	均等割額(円)	8,800	8,800
	平等割額(円)	7,100	7,100
所得割額(%)		2.6	2.6

介護分 満の 上 65 歳 未 満 （ 40 歳 以 上）	均 等 割 額 (円)	9,900	9,900
	平 等 割 額 (円)	5,400	5,400

(7) 徴収状況（現年課税分） **3-4**

年度	区 分	調 定 額 (円)		収 納 額 (円)		収納率 (%)
			うち居所不明者分		うち還付未済額	
4	一 般	5,092,886,502	709,700	4,928,450,384	2,775,300	96.73%
	退 職	0	0	0	0	0%
	計	5,092,886,502	709,700	4,928,450,384	2,775,300	96.73%

※ 収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容 **3-4**

① 療養の給付

保険証を提示して医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りの治療費等は国保がまとめて医療機関に支払う。

自己負担割合

- ・ 義務教育就学前 2割
- ・ 義務教育就学後 70歳未満 3割
- ・ 70歳以上 75歳未満 2割

※現役並み所得者（課税所得 145万円以上）は 3割

② 療養費

次のような場合には、自己負担額を除いた額が支給される。

- ・ 保険証の未提示又は喪失後受診のため全額自己負担となったとき、医師が認めたコルセット等治療用の装具代を支払ったとき、海外渡航中に現地で治療を受けたとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき、柔道整復師の施術を受けたとき、生血を輸血したとき等

③ 入院時食事療養費

入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。住民税非課税世帯の標準負担額は申請により減額される。

④ 高額療養費

医療機関に支払う自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が後で国保から世帯主に支給される。限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示した被保険者は、高額療養費相当額の療養を現物給付で受けられる。

⑤ 高額介護合算療養費

医療機関に支払う自己負担額と、介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算し、限度額を超えた分が後から支給される。

⑥ 移送費

傷病等により移動が困難な人が、療養の給付を受けるため、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて医療機関に移送され費用がかかった場合、移送費が支給される。移植用の臍帯血や骨髄等の搬送費用は、その他の療養費として実費分が支給される。

⑦ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、48.8 万円支給される。ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは 1.2 万円を加算。妊娠 85 日以上であれば、死産、流産も対象となる。

⑧ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に 3 万円支給される。

⑨ 退職者医療

国保に加入している 65 歳未満でかつ長年会社等に勤めていて年金の受給資格がある人（退職被保険者本人）とその被扶養者が対象で、自己負担割合は国保一般被保険者と同じ。被保険者に特段の影響はないが、対象者の療養給付等費用額が、後日社会保険診療報酬支払基金から支払われる制度となっていたため、医療費適正化事業として、退職国保加入資格のある被保険者について切替作業を行った。新規適用は平成 26 年度で終了し、適用該当者が全て 65 歳になるまで存続した。令和 2 年 4 月以降に対象者が全て 65 歳に到達したため、現在対象者はいないが、診療報酬明細書の修正等により返納金が発生している。

(9) 三瀬診療所 3 - 4

① 沿革

昭和 26 年 4 月	三瀬村国保組合診療所として組織発足 三瀬村大字三瀬 2677 番地に診療所建設着工
昭和 26 年 12 月 20 日	診療所（木造瓦葺平屋建 100.75 坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建 23.25 坪）完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始
昭和 35 年 7 月 1 日	三瀬村国民健康保険診療所に改称
昭和 47 年 9 月 19 日	診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬 2615 番地に新築工事着工
昭和 48 年 5 月 1 日	新診療所で診療開始（診療所 鉄筋コンクリート 2 階建 400.298 m <sup>2</sup> 医師住宅 木造瓦葺平屋建 85.598 m <sup>2</sup> ）
昭和 54 年 4 月 1 日	歯科診療開始
平成 14 年 4 月 18 日	三瀬村大字藤原 3882 番地 6 にスマイルセンター（診療所・保健センター）完成 5 月 1 日から診療開始 診療所分 木造瓦葺平屋建 555.95 m <sup>2</sup> 医師住宅 // 115.93 m <sup>2</sup>
平成 17 年 10 月 1 日	市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始

② 事業概要

- ア 診療所開設年月日  
平成 17 年 10 月 1 日（当初 昭和 26 年 12 月 20 日）
- イ 医療圏名  
佐賀中部保健医療圏
- ウ 医療圏人口  
339,601 人（R4.3 月末現在）
- エ 診療圏面積

三瀬村 40.70 K m<sup>2</sup>

オ 診療圏人口

1,175人 (R5.3月末現在)

カ 診療科目 (4科)

内科、外科、小児科、歯科

キ 診療時間

平日 9:00~17:00

土曜日 内科・外科・小児科…9:00~12:00、歯科…9:00~17:00

(休診:日曜日、祝日、年末年始、内科…火・金・土曜日午後、歯科…木曜日)

ク 病床数

一般病床 6床

ケ 医療機器の整備状況

X線撮影装置、生化学自動分析装置、超音波診断装置、自動血球計算機、心電計

コ 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

③ 受診者数 (単位:人)

区分	3年度
内科	4,750
歯科	2,434
合計	7,184

④ 診療収入状況 (単位:円)

区分	3年度
内科	31,609,798
歯科	19,280,258
合計	50,890,056



## 16 国民年金 3-2

### (1) 国民年金のあらまし

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に対して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度である。昭和 61 年 4 月 1 日から、従来別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、基礎年金という共通した制度となった。

#### ① 加入種別

加入者の種別は、次の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 つがあり、給付面や保険料納付方法に違いがある。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
種別	日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など	厚生年金保険に加入している人	厚生年金保険に加入されている人に扶養されている配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人
納付方法	納付書払いや口座振替などにより自ら納付	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出されるため自ら納める必要なし

#### ② 国民年金の適用の推移

国民年金が発足した昭和 36 年 4 月 1 日からの国民年金の適用範囲は、下表のように推移している。昭和 61 年 3 月以前は、日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人でも、適用除外や任意適用の対象が多かった。しかし、昭和 61 年 4 月以降はほぼ強制適用となり、現在国民年金の適用除外となっている人は被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっている。

昭 36.4   昭 37.12   昭 55.4   昭 57.1   昭 61.4   平 3.4

		▼	▼	▼	▼	▼
1	(1)被用者年金制度の加入者	適	用	除	外	強 制 適 用
	(2)その配偶者	任	意	適	用	強 制 適 用
2	(1)国会議員	適 用 除 外	任 意 適 用		強 制 適 用	
	(2)その配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用		
3	(1)地方議会議員	強 制 適 用	任 意 適 用		強 制 適 用	
	(2)その配偶者	強 制 適 用	任 意 適 用		強 制 適 用	
4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任 意 適 用				
	(2)その配偶者	任 意 適 用			強 制 適 用	

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

5	(1)被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者	任 意 適 用	強 制 適 用
	(2)その配偶者	任 意 適 用	強 制 適 用
6	(1)被用者年金制度の障害給付受給権者	任 意 適 用	強 制 適 用
	(2)その配偶者	任 意 適 用	強 制 適 用
7	被用者年金制度の遺族給付受給権者	任 意 適 用	強 制 適 用
8	学生	任 意 適 用	強 制 適 用
9	在日外国人	適 用 除 外	強 制 適 用
10	国内在住の 60 歳以上 65 歳未満の者	適 用 除 外	任 意 適 用
11	海外在住の 20 歳以上 65 歳未満の邦人	適 用 除 外	任 意 適 用

(2) 被保険者数・適用状況

(単位：人)

区分 年度	第 1 号被保険者 ・任意加入被保険者			第 3 号被保険者数 D	被保険者総数 E (C + D)
	第 1 号被保険者数 A	任意加入被保険者数 B	計 C (A + B)		
4	25,305	271	25,576	11,632	37,208

(3) 保険料納付状況

年 度	対象月数	納付月数	納付率 (%)	佐賀県 (%)
4	160,699	124,620	77.5	78.2

#### (4) 保険料免除状況

(単位：人)

区分 年度	第1号 被保険 者数 (A)	免除被保険者数							免除 率 $\frac{(B)}{(A)}$ (%)	佐賀 県 (%)	
		法定 免除	申請免除					学生 納付 特例			計 (B)
			全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	納付猶予				
4	25,305	2,763	4,684	349	201	122	1,178	3,478	12,775	50.5	49.5

#### (5) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位：千円)

区分 年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合計	
	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
4	64,142	43,458,493	5,223	4,476,886	445	346,804	69,810	48,282,183

#### (6) 福祉年金支給状況

年度	受給者数 (人)	総年金額 (円)
4	0	0

#### (7) 寡婦年金支給状況

年度	受給者数 (人)	総年金額 (円)
4	29	11,275,420

(8) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年金額	所得制限
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として65歳から。</li> <li>保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合わせて10年以上あること。 ※平成29年8月から、資格期間が25年から10年に短縮された。</li> </ul> <p>(主な計算例 H21.4月から適用)</p> $795,000 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{2} + \text{保険料半額納付月数} \times \frac{3}{4} + \text{保険料1/4納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{保険料3/4納付月数} \times \frac{7}{8}}{40 \text{年(加入可能年数)} \times 12} = \text{老齢基礎年金額}$ <p>H21.3月までの適用 保険料全額免除 3分の1 保険料半額納付 3分の2 保険料4分の1 納付 2分の1 保険料4分の3 納付 6分の5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満額で年795,000円【792,600円】(月額)66,250円【66,050円】</li> <li>※【】内は68歳以上の金額</li> <li>加入可能期間(昭和16年4月2日以降生まれの人は40年)中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。</li> </ul>	なし
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者は、20歳以上で国民年金法の障害等級表の1・2級に該当する人。なお、20歳前傷病による受給者には、本人について所得制限が設けられている。</li> <li>初診日前に保険料納付済期間(免除期間を含む)が初診日の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、令和8年3月31日までは、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級 993,750円【990,750円】</li> <li>2級 795,000円【792,600円】</li> <li>18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない等の子の加算 1人=228,700円 2人=457,400円 3人以上=457,400円+1人増すごとに76,200円</li> </ul>	なし *無拠出障害基礎年金(障害福祉年金からの裁定替及び20歳前傷病)は所得制限あり
特別障害給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の人で、任意加入をしていなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。</li> <li>①昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者</li> <li>②平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害基礎年金1級に該当する人 =月額53,650円</li> <li>障害基礎年金2級に該当する人 =月額42,920円</li> </ul>	あり
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子(死亡当時、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級)のある配偶者か子</li> <li>①保険料の納付期間(免除期間を含む)が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、令和8年3月31日までは、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。</li> <li>②老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。(生計維持の認定基準は、死亡時に配偶者の年収が850万円未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の年金額=795,000円</li> <li>子の加算額 1人=228,700円 2人=457,400円 3人以上=457,400円+1人増すごとに76,200円</li> </ul>	あり
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けなくて死亡したときに、10年以上婚姻期間がある妻が60歳から65歳に達するまで受けられる。(年収850万円未満の妻)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫が受けることができた老齢基礎年金の3/4</li> </ul>	あり
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間の月数が36月以上ある人が何の年金も受けなくて死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付済期間により、120,000円～320,000円が支給される。</li> </ul>	なし
老齢福祉年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和36年4月1日の国民年金発足当時すでに高齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治44年4月1日以前に生まれた人に70歳から支給される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金額 406,100円(月額)33,841円</li> </ul>	受給権者、配偶者、扶養義務者の所得制限がある
未支給年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者が死亡し、未支給分がある場合、受給者から見て3親等以内の生計を同じくしていた遺族に支給。</li> </ul>		なし

## 17 後期高齢者医療制度 3-2

### (1) 後期高齢者医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られるようになった。

このような状況に対応するため、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障がいのある方は65歳以上）の高齢者を対象とした独立した医療制度であり、それまでの老人医療制度で不明確であった高齢者自身の医療費の費用負担について、患者負担分を除き現役世代からの支援金が4割、公費5割のほか、高齢者からの保険料が1割と、現役世代と高齢者の負担割合が財政運営の面で明確となり、制度運営については、後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

### (2) 運営主体

佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）

※ 保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。

### (3) 被保険者

- ① 75歳以上の人
- ② 65歳以上で一定の障がいのある人（ただし、申請し広域連合の認定を受けた人）

（令和5年3月末現在）

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳～	計（人）
佐賀市	217	387	11,762	9,670	7,064	3,974	1,212	195	34,481
佐賀県	627	1,121	43,370	35,335	27,032	15,085	4,947	800	128,317

### (4) 保険給付の内容（令和4年度）

#### ① 療養の給付

保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。

※ 自己負担割合 外来・入院とも医療費の1割、2割、3割（所得に応じる）。

#### ② 療養費

やむを得ない事情等で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った分から一部負担金等相当額を除いた一定額について支給される。

- 例) ・急病でやむなく被保険者証を持たずに受診したとき
- ・医師が認めたコルセット等の治療用装具を作成したとき
- ・療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたとき

③ 入院時食事療養費

保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

④ 入院時生活療養費

保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

⑤ 高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。

⑥ 高額介護合算療養費

被保険者の属する世帯が、後期高齢者医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合及び介護保険者から支給される。

⑦ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5) 健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

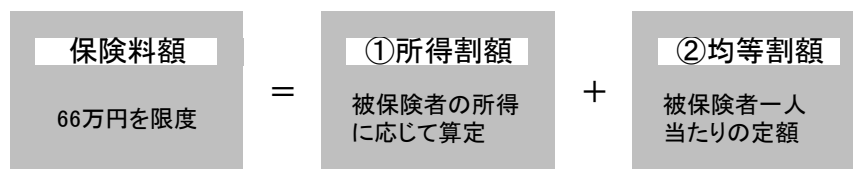
	受診者数（人）	被保険者数（人）	受診率
佐賀市	4,526	33,639	13.45%
佐賀県	23,567	125,310	18.81%

(6) 保険料（令和5年度）

① 賦課期日 毎年4月1日

② 保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。



所得割額＝賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率 (10.23/100) } 確定保険料  
均等割額＝ 54,100円 (66万円を限度)

※ 賦課のもととなる所得金額＝前年中の総所得－43万円

③ 保険料の軽減内容

ア 均等割額の軽減

世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53.5万円×(被保険者数)以下	2割

イ 被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれない。）の被扶養者だった人は、均等割額は5割軽減（資格取得後2年間）され、所得割は賦課されない。

④ 保険料の納め方

年金支給額が年額18万円以上の方で、介護保険料とあわせた保険料額が対象となる年金の支給額の2分の1を超えない方、介護保険料が特別徴収されている方は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。それ以外の場合は個別に金融機関等の窓口や口座振替（普通徴収）で納める。

なお、特別徴収の人も手続きにより口座振替に変更することができる。

(7) 保険料収納状況（令和4年度）

	種別	特別徴収（円）	普通徴収（円）	合計（円）	特・普合計収納率
					普徴収率
佐賀市	調定	1,536,801,100	1,190,270,500	2,727,071,600	99.75%
	収納	1,536,801,100	1,183,470,875	2,720,271,975	99.42%
佐賀県	調定	5,562,644,200	3,406,667,100	8,969,311,300	99.72%
	収納	5,562,644,200	3,382,058,597	8,944,702,797	99.27%